

第14回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (9月4日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	8
議事日程の報告.....	9
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
町長の説明.....	9
認定第4号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	16
請願・陳情について.....	22
散会の宣告.....	22

第 2 号 (9月5日)

議事日程.....	23
本日の会議に付した事件.....	23
出席議員.....	23
欠席議員.....	24
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	24
事務局職員出席者.....	24
開議の宣告.....	25

議事日程の報告.....	2 5
報告第 5 8 号、報告第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5
議案第 2 0 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7
議案第 2 0 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7
議案第 2 0 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 9
議案第 2 0 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6
議案第 2 0 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 7
議案第 2 0 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 9
議案第 2 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 1
議案第 2 1 1 号、議案第 2 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 2
議案第 2 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 4
議案第 2 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 5
議案第 2 1 5 号、議案第 2 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 6
議案第 2 1 7 号の上程、説明、質疑、採決.....	4 8
休会について.....	4 9
散会の宣告.....	4 9

第 3 号 (9 月 1 3 日)

議事日程.....	5 1
本日の会議に付した事件.....	5 1
出席議員.....	5 1
欠席議員.....	5 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	5 1
事務局職員出席者.....	5 2
開議の宣告.....	5 3
一般質問.....	5 3
円 谷 寛 君.....	5 3
根 本 重 郎 君.....	6 8
木 原 秀 男 君.....	7 3
議事日程の報告.....	8 5
決算審査特別委員長報告 (認定第 4 号について) 及び報告に対する質疑、討論、 採決.....	8 5
常任委員長報告 (請願・陳情について) 及び報告に対する質疑、討論、採決.....	8 8

常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について.....	8 9
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	8 9
議案第 2 1 8 号の上程、説明、質疑、採決.....	8 9
議事日程の追加.....	9 1
意見書第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9 1
閉議の宣告.....	9 2
町長あいさつ.....	9 3
閉会の宣告.....	9 3
署名議員.....	9 5

鏡石町告示第41号

第14回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年8月30日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成18年9月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

不応招議員（なし）

平成18年第14回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成18年9月4日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 認定第4号 平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	大河原 直 博 君
総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君	税務町民課 参事兼課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君	産 業 課 長	小 林 政 次 君
都市建設課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	黒 津 政 美 君
教 育 長	斎 田 一 男 君	教 育 課 長	今 泉 保 行 君
収入役職務者 代 出 納 室 長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 筈 君

選挙管理
委員会委員長
監査委員

曾根 巧 君
荻原 文博 君

農業委員会
会長

會田 栄夫 君

事務局職員出席者

議会事務局
局長

面川 武

主任主査

大河原 久美子

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

ただいまから、第14回鏡石町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（菊地栄助君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（菊地栄助君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） おはようございます。

第14回鏡石町議会定例会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（菊地栄助君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、荻原文博君。

〔監査委員 荻原文博君 登壇〕

監査委員（荻原文博君） 皆さん、おはようございます。

5月、6月、7月分の例月出納検査報告を申し上げます。

まず、5月分の例月出納検査報告について。

1、検査の対象、平成18年5月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年6月26日月曜日、午前9時50分より午前11時50分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名、税務町民課長、総務課主幹兼企画財政グループ長。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年5月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

続いて、6月分例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成18年6月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年7月25日火曜日、午前9時55分より午前10時40分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名、税務町民課長、ほか1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年6月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

引き続き、7月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成18年7月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年8月25日金曜日、午前10時より午前11時25分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年7月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

以上です。

議長（菊地栄助君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、5番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） 皆さん、おはようございます。

平成18年第2回須賀川地方広域消防組合議会臨時会についての報告をいたします。

平成18年7月31日午前10時から開催され、会期は一日限りと決定されました。

提出議案は、議案第7号 消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整備について、議案第8号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第9号 高機能消防指令センター購入契約について、議案第10号 救助用資機材搭載CD-I型購入契約について、報告第2号 専決処分の報告について、以上5件が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。なお、詳しくは別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、公立岩瀬病院組合議会議員、14番、森尾吉郎君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君 登壇〕

14番（公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君） 報告いたします。

平成18年6月公立岩瀬病院組合定例会。

平成18年6月23日金曜日、午後2時より公立岩瀬病院附属高等看護学院講堂において開かれたことを報告いたします。

議事日程第1号。第1、会期の決定、第2、会議録署名議員の指名、第3、報告第2号 専決処分の報告について、第4、報告第3号 平成17年度公立岩瀬病院組合病院事業会計予算の繰越しについて、第5、議案第4号 公立岩瀬病院診療費及び使用料手数料条例の一部を改正する条例であります。

出席議員は、14名であります。説明者においては、管理者及び院長、事務長でほか数名であります。それと、事務局職員の出席2名であります。

それでは、日程第1、会期の決定、1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、3番、4番、5番であります。

日程第3、報告第2号 専決処分の報告について。本件は、会津地方広域事業組合が会津若松地方広域市町村圏の整備組合に編入し統合することから、福島県市町村総合事務組合から脱退することについて協議がありましたので異議なく、異議のない旨を専決第4号 地方自治法第180条の第1項の規定によって、議会の専決を受けることとあります。

次に、報告第3号 平成17年度公立岩瀬病院組合病院事業会計予算の繰越しについてであります。本件は、平成17年度本組合病院事業会計予算の建設改良費のうち、病院改築調査費について別紙繰越し計算書を説明欄に記載のとおりであります。

議案第4号 公立岩瀬病院診療費及び使用料手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、診療費の改定に伴って、禁煙相談料の削除をするものであります。

以上であります。

一番最後のページにはですね、要望書と請願書が添付されております。これはですね、会議を終了した後、全員協議会に切り替えまして請願の取り扱いについて、それから要望書の取り扱いについて協議しました。私は、本町から提出されている要望書についてどのように検討されているかを要望をいたしました。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、行政視察調査の報告を求めます。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） おはようございます。

それでは、行政視察調査報告をさせていただきます。

〔以下、「行政視察調査報告書」により報告する。〕

議長（菊地栄助君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

〔以下、「議会運営委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（菊地栄助君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（菊地栄助君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

本日、第14回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます次第であります。

今定例会につきましては、専決処分2件、決算認定1件、条例廃止、改正5件、財産処分1件、補正予算8件、合わせて17件を提案するものであります。

なお、会期中、教育委員選任同意の追加提案をいたしますので、あわせてよろしくご審議をいただき、承認、議決、同意を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつ

といたします。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に3番、今駒隆幸君、4番、根本重郎君、5番、大河原正雄君を指名いたします。

会期の決定

議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

町長の説明

議長（菊地栄助君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第14回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

7月5日、北朝鮮による7発のミサイルが発射され、すべてが日本海に落下、まさに日本・アメリカ・世界各国を震撼させました。

日本政府は、北朝鮮のミサイル発射を強く非難、直ちに制裁措置の発動を行い、さらに日本が主導した初めての国連安全保障理事会において、ミサイル発射を非難し、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動中止とミサイル発射の凍結の再確認、核開発放棄などを求める

決議案を提出し、全会一致で採択されました。また、ボルトン米国連大使は、決議に従わない場合は安保理が「追加的行動」をとると警告を行いました。

国際社会が結束して北朝鮮に核・ミサイル開発の放棄を迫る強いメッセージとなり、毅然とした厳しい対応が不可欠となりました。

内閣府は、8月9日の月例経済報告で、我が国経済の基調判断を示され、景気は回復しているとされました。個人消費が緩やかに増加している背景としては、消費者マインドがおおむね横ばいで推移する中で、所得が緩やかに増加していることと設備投資での企業収益の改善や、需要の増加などが原因とされています。

先行きについては、企業部門の好調さが家計部門に波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があると報告されました。

7月31日、埼玉県ふじみ野市営プールで起きた小学2年生の児童が死亡した事故を受け、町は翌日直ちに小学校・中学校・町民プール「すいすい」に対し、教育委員会職員等による「吸い込み防止金具の取り付け確認・ふたの固定の有無確認」等の安全調査を行いました。その結果、完全に給排水口のふた、金具が取り付けられてあるという安全確認がなされたので、通常通り施設の利用に供しているところであります。

文部科学省の通知を受けて各施設が点検した際には不備はありませんでしたが、点検の方法を徹底しなかったとして県教育委員会が各市町村へ再調査、再々調査を実施したところ、安全調査に甘さがあり、最終的には134カ所のプールに不備が判明しました。我が町の学校施設等には再度の調査結果においても、ボルト等の取り付け等が十分になされており問題のないことが確認されました。

今後、利用者にとって楽しく健康増進することのできる施設として、安全確保と管理運営に努めてまいる所存であります。

次に、6月下旬以降の町の出来事について申し上げます。

フローラの町づくり事業の一環として「あやめ」の普及と「やすらぎ」と「うるおい」のある魅力ある町づくりの実現に向けて、「第4回鏡石あやめ祭り」を6月19日から25日まで鳥見山公園にて開催いたしました。

特にメインイベントの25日には晴天にも恵まれ、満開のあやめのもと、「あやめ撮影会」や「ガーデニング講習会」が開かれたのを初め、あやめ株式会社による「あやめの株」の無料配布が行われ、町内外から約1万人の来客者が訪れ、大いににぎわいを見せました。

今年も中学生の活躍が、町の明るい話題となっております。多くの選手が中学校体育大会の県大会で優秀な成績をおさめ、東北大会そして全国大会に出場しました。

東北大会には、陸上競技に正木友佳子さん・面川翔太郎君・佐藤優彰君、ソフトテニスに

田邊章子さん・高原彩加さんペアが出場し、正木さんが200メートル、面川君が110メートル障害で見事優勝いたしました。

8月18日から21日まで、香川県丸亀市で開催された陸上競技の全国大会には、正木友佳子さん、面川翔太郎君が出場。正木さんが200メートルで見事に優勝、100メートルでも第7位に入賞、また面川君は、110メートル障害で第5位に入賞とすばらしい成績をおさめました。このたびの快挙を町民とともに祝福いたしますとともに、選手皆さんの不断の努力と指導に当たられた先生方や関係者の方々、そして見守ってこられたご家族の皆様に、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

中学生の活躍に加え、また一つ朗報が入りました。本町成田出身の吉田真由美さんが、世界ロードランニング選手権（旧世界ハーフマラソン）に日本代表選手として出場することになりました。

鏡石中学校時代に駅伝で活躍、その後田村高校に進学し、駅伝で3年連続全国大会に出場。実業団に入社後、全国レベルの大会での活躍が評価されて代表となりました。これまで世界規模の大会への出場としては、オリンピック野球での吉田康夫選手と自転車での町島洋一選手がおり、それに続く名誉ある出場を心から祝福いたしますとともに、10月にハンガリーで開催される大会での健闘を期待したいと思います。

国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業として郡山国道事務所が本事業を「地域住民にとって使いやすく親しみやすい道路」として実現化するため、広く地域住民の意見を取り入れた道路整備計画案を進めております。そのため各分野の専門家、地域の代表の方、行政等から成る「鏡石拡幅事業検討委員会」が開催され、地域にとって使いやすい道路整備について検討しております。

今年度は用地測量に入り、平成19年度から用地買収の予定となっており、本日から6日までの3日間、町公民館において関係地権者に対する説明会が開催されます。町といたしましても工事の早期着工と円滑な事業の推進を引き続き要望してまいります。

次に、8月末までの主要事業の執行状況について報告いたします。

スマートインターチェンジ設置事業は今年、国土交通省郡山国道事務所長に対し、鏡石パーキングを利用したETC専用のインターチェンジ設置要望書を提出し、国土交通省東北地方整備局及び郡山国道事務所並びに福島県を初め、関係機関との検討・協議を重ねてきたところであります。現在、社会実験の採択に向けた実施計画書を作成中であり、これから設置に向けた本格的申請協議を進めてまいります。協議が完了しますと、鏡石パーキング周辺アクセス道路の整備が必要となるため、今定例会に補正予算を計上したところであります。

地方道路整備臨時交付金事業の高久田一貫線の道路改良は、今年度の事業完了に向け一期工事を着手したところであります。

また、地方特定道路整備事業の鏡田499号線は、高久田一貫線の補完道路として位置づけられており、継続で整備促進を図っているところです。

さらに、地域住民の生活の利便性を図るため、生活関連道路の簡易舗装工事や用排水路補修工事についても継続的に整備をしております。

都市機能の整備としての生活環境の整備に向けた下水道整備につきましては、本町における平成17年度末の下水道普及率は69.1%、水洗化率が79.7%となり、県内でも最上位の普及率となっておりますが、今後も計画的に事業を推進してまいりたいと考えております。

また、今年度実施工事につきましては設計等諸準備を進めており、順次計画的に着工してまいります。

次に、上水道事業関係でございますが、平成11年度から実施しております石綿セメント管更新事業については、平成17年度末で計画延長の28.5%（7.2キロメートル）の更新を終了したところでありますが、今年度においても継続して実施すべく、設計等諸準備を進めておるところであります。

7月の長雨と日照不足により、キュウリ・インゲン等の野菜が減収等の被害を受け、水稻についても例年より多くの「葉いもち」が発生いたしました。8月2日梅雨明け後は好天が続いたことや農家の方の防除対策により、「水稻いもち」の発生はある程度抑えられましたが、今後とも気象状況に注意を配りながら生育状況を見守っていきたいと考えております。

なお、8月29日に東北農政局福島農政事務所において、8月15日現在の県内水稻の作柄概況が、7月の日照不足と長雨の影響で県平均の作柄は「やや不良」の見込みと発表されました。

環境にやさしい農業として、農薬及び労力の低減を図るため、リンゴ11.9ヘクタールに複合性フェロモン剤を導入し、害虫の防除に取り組んでいるところであります。

また、「露地キュウリ」に対する害虫防止とひょう害、風害等の自然災害を回避するため、キュウリ農家6戸、17棟6,552平米に対し防虫ネットを導入し、薬剤散布回数の低減と収穫量の長期安定生産を図っております。

県営成田地区ほ場整備事業の推進につきましては、平成18年度は諏訪池川にかかる橋梁・取水堰工事及び新池・高野池のため池改修等に2億4,000万円の事業費が計上されており、間もなく着工する予定であります。

また、ほ場整備事業関連として整備する県道須賀川・矢吹線バイパスにつきましても、橋梁下部工事の工事が着手されましたので、今後一層ほ場整備事業の推進が図られると考えております。

地域産業の発展と安定した就労機会の増大を図るため、町内工業団地未分譲地2区画への企業誘致を積極的に行いました。その結果、東部工業団地には、有限会社東北資源が「アル

ミ箔リサイクル工場」を、南部第1工業団地には、株式会社會田金型製作所が「O Aプラスチック製品製造工場」を新設することで、それぞれ土地売買契約を締結いたしました。今回の企業進出により既存の工業団地は完売となります。

次に、21世紀にふさわしい新しい祭りの創造を目指すとともに、商店街の活性化を図り「牧場の朝」かがみいしをPRするため、9月24日に牧場の朝Y O S A K O I祭りとおランダ祭りを駅前地区一帯において合同開催いたします。今年度も町内外から多数の来客者が見込まれ、大いに盛り上がることとされます。

保健福祉事業につきましては、今月の25日から町民の生活習慣病の予防対策と、本年度から新たに65歳以上を対象とした介護予防検診を加えました、総合健康診査を実施いたします。

また、今月15日から21日までの老人週間となる16日には、長年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の方々の長寿をお祝いし、74歳以上の1,360余名の皆さんをお迎えして敬老会を開催いたします。

改正介護保険法が、この4月から施行されましたが、今回の改正では介護が必要になった方へのケア中心の制度から、介護予防に力を入れた制度となり、そのため特に、在宅介護等に関する総合的な相談と適切な保健、福祉と医療サービス等を総合的に支援する機関として新たに「鏡石町地域包括支援センター」を町勤労青少年ホーム内に開設いたしました。

この地域包括支援センターの運営に当たっては、岩瀬福祉会へ委託し2名の専門職員を配置し、現在総合的な相談業務等を実施していますが、今後は町が実施する要介護になるおそれのある、いわゆる特定高齢者の把握に努め、介護予防事業を初めとする地域支援事業を進めてまいります。

また、障害者自立支援法もこの4月から施行され、福祉サービス利用が原則1割の利用者負担となり、さらに10月からは介護認定調査に基づいた障害区分によるサービス支給量が決定されます。そのため、先月から障害程度の区分認定のための調査を実施し、今月中には天栄村とで共同設置しました審査会の第1回目の開催準備を進めているところです。

子育て支援につきましては、平成17年3月に策定しました「鏡石町次世代育成支援対策行動計画」に基づき、安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進しております。これまで保育所分園・延長保育の実施・つどいの広場の開設・2小放課後児童クラブの開設等に取り組んできましたが、保育所においては、今なお待機児童がいることから短期的・長期的な面から早急な対策を検討してまいります。

次に、第1小学校体育館改築事業につきましては、6月14日、本体建設工事に着手し、これまでくい工事が終了、現在基礎コンクリート工事に入っており、予定通り進捗しております。また、現体育館の解体工事につきましては、11月の着工に向けて設計業務を進めております。

義務教育の振興、幼児教育の充実につきましては、各学校、幼稚園は第2学期に入り、落ち着いた中で特色ある学校づくり、国際理解教育、情報化教育などを計画的に展開することとしております。

また、開かれた学校づくりとして、授業参観や文化祭等の機会に多くの町民の方に学校を訪れていただき、理解を深めてもらう「学校へ行こう事業」や、本年度から始まった森林環境学習も計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

生涯学習の推進は、社会教育・社会体育の振興を図るため、住民が自発的、自主的に活動できる環境整備を推進しております。

社会体育関係では、11月5日開催の第2回鏡石駅伝、ロードレース大会、11月19日開催の第18回ふくしま駅伝に向け、実行委員会や体育協会と連携した中で諸準備を進めております。

青少年健全育成事業としましては、ファミリーふれあいウォーキング、子ども会親善球技大会、少年の主張鏡石町大会などを関係機関の協力を得ながら実施したところです。

次に、平成17年度決算の概要について申し上げます。

我が国経済は、民間企業の業績の伸び、求人増加傾向などにより緩やかな景気回復の動きが見られる一方、地方財政においては、「三位一体」に改革の結果、地方財政計画の規模は年々縮小し、地方交付税と臨時財政対策債の減少により、地方税は伸びたものの、慢性的な財源不足は改善されることなく、一般財源または一般財源に相当する収入の落ち込みによってどう対処するかなど、各自治体の財源不足は深刻な事態となっています。

我が町における一般財源は歳入全体の69.7%を占め、29億1,707万7,000円、対前年比0.2%減となり、実額では717万円の減額となりました。その原因は、地方税や各種交付金は増額となったものの、地方交付税、特に普通交付税の減額が大きいことによるものであります。

このような財政環境の中で、国・県の動向を見ながら第2次行財政改革大綱に基づき、経費全般について可能な限り節減・合理化に努め、限られた財源の計画的、重点的配分と経費支出の効率的配分に徹し、第4次総合計画を基本とした「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の創造に向けた各般の施策を展開してきました。

特に、都市基盤・生活環境の整備、住民生活の充実、産業・教育文化の振興、行財政運営の健全化を基軸として各種事業を行い、一般会計の決算額では歳入41億8,629万2,000円、前年比11%減、歳出が40億7,910万6,000円、前年比11.6%減となり、最終的には平成17年度の一般会計の決算において形式収支で1億718万6,000円、繰越財源を差し引いた実質収支では6,975万3,000円の黒字決算となりました。

また、上水道会計を除く全会計の総決算では、78億1,864万6,000円、前年比2.9%減の歳

入に対して、76億1,197万7,000円、前年比3.7%減の歳出となり、実質収支で1億6,923万6,000円、前年比16.7%増の剰余金を生じ、次年度繰り越しを行うこととなりました。

なお、上水道会計につきましては、給水人口が1万1,715人、使用メーター数では4,022件と前年度より27件と増加し、年間給水量は133万3,579トンで、前年より5万2,701トンの増加となり、その要因は大型店舗の進出や企業施設の拡張によるものであります。

収支決算においては、水道事業収益で2億3,614万円、水道事業費用では2億2,156万円となり、1,458万円の黒字決算となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の内容について申し上げます。

報告第58、59号の専決処分した事件の承認につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少及び規約の変更を、地方自治法180条第1項の規定により処分したもので同条第2項の規定によって承認をお願いするものであります。

認定第4号の平成17年度各会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計ほか各特別会計並びに上水道事業会計の10会計について、決算認定をお願いするものであります。これら決算につきましては、監査委員の決算審査意見書を付して、さらに当該年度における「主要施策の成果並びに予算執行実績報告書」を提出いたしました。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第204号の鏡石町火災予防条例の廃止につきましては、須賀川地方広域消防組合火災予防条例が制定されているため、町条例が必要なくなったものであります。

議案第205号の鏡石町国民健康保険条例の一部改正につきましては、医療制度改革に伴う現金給付の見直しによる出産育児一時金の改正をするものであります。

議案第206号の鏡石町体育施設条例の一部改正につきましては、指定管理者制度導入に係る条項の追加をするものであります。

議案第207号の鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、桜町俵井集会所が寄附採納されたため集会所の追加をするものであります。

議案第208号の鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、対象者の所得制限について、これまでの親のみの所得制限に加え、生計を同じくする扶養義務者の所得にも限度を設定するもので、児童扶養手当制度との均衡を図るための所要の改正をするものであります。

議案209号の財産の処分につきましては、東部工業団地及び南部第一工業団地を工場用地として売却するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第210号の平成18年度鏡石町一般会計補正予算の主な歳出につきましては、総務管理費へ545万5,000円、17年度繰越金のうち2,500万円を財政調整基金積立金へ、道路橋

りょう費へ5,905万円、小・中学校費へ843万5,000円、農林水産施設災害復旧費へ2,400万円、予備費へ316万9,000円などを補正するものであります。

以上により一般会計の補正予算の総額は、1億3,914万2,000円となり、その結果本年度予算の累計額は、41億6,300万6,000円となります。

なお、主な歳入の財源につきましては、県補助金として農林水産施設災害復旧費に1,430万円、基金繰入金に4,500万円、17年度予算確定による繰越金4,975万3,000円と特別会計からの繰入金・町費等2,845万3,000円を充当いたします。

次に、特別会計補正予算の国民健康保険特別会計においては、保険財政共同安定化事業の創設に係る拠出金の予算計上、老人保健特別会計は前年度老人医療費等実績による繰出金の予算計上、介護保険特別会計は前年度繰越金に係る介護給付費準備基金積立て・介護給付費負担金等返還の予算計上、工業団地特別会計は工業団地売り払いによる予算計上、公共下水道・集落排水特別会計は前年度繰越金・資本費平準化債に係る予算を計上、育英資金特別会計は育英資金貸付金を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

認定第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第4、認定第4号 平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔認定第4号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 大河原直博君 登壇〕

助役（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました認定第4号 平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成17年度の一般会計と国民健康保険特別会計など9特別会計、それに上水道事業会計を合わせました11会計の決算が調いましたことから、ここに監査委員の審査意見書と主要施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

各会計決算の概要につきましては、別冊決算書の1、2ページの総括表により説明をさせ

ていただきます。

なお、詳細につきましては、設置が予定されております決算審査特別委員会において説明をさせていただきますので何分ご了承のほどお願い申し上げます。

それでは初めに、一般会計でございますが、歳入41億8,629万2,000円、歳出40億7,910万6,000円、形式収支で1億718万6,000円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引きましたいわゆる実質収支は6,975万3,000円、平成17年度実質収支から平成16年度の実質収支を差し引きました単年度収支がマイナス1,665万1,000円でございます。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計でございますが、歳入11億6,239万9,000円、歳出10億8,571万1,000円、形式収支が7,668万8,000円、実質収支、同額、単年度収支が4,190万6,000円でございます。

老人保健特別会計では、歳入10億9,949万2,000円、歳出が10億9,948万7,000円、形式収支で5,000円、実質収支、同額、単年度収支3,000円でございます。

介護保険特別会計では、歳入5億2,342万3,000円、歳出5億872万3,000円、形式収支1,470万円、実質収支、同額、単年度収支が197万7,000円でございます。

土地取得事業特別会計では、歳入が5,645万4,000円、歳出5,642万4,000円、形式収支3万円、実質収支、同額、単年度収支1万3,000円でございます。

工業団地事業特別会計が、歳入2億2,081万2,000円、歳出2億1,662万4,000円、形式収支418万8,000円、実質収支、同額、単年度収支359万2,000円でございます。

次に、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が2,325万5,000円、歳出2,211万6,000円、形式収支113万9,000円、実質収支、同額、単年度収支21万6,000円となっております。

公共下水道事業特別会計では、歳入4億7,157万8,000円、歳出4億6,994万8,000円、形式収支163万円、実質収支、同額、単年度収支がマイナス719万2,000円でございます。

農業集落排水事業特別会計では、歳入6,299万4,000円、歳出6,282万7,000円、形式収支16万7,000円、実質収支、同額、単年度収支がマイナス55万8,000円でございます。

育英資金貸付費特別会計では、歳入が1,194万7,000円、歳出1,101万1,000円、形式収支93万6,000円、実質収支、同額、単年度収支は93万5,000円でございます。

これら10会計の合計が、歳入78億1,864万6,000円、歳出76億1,197万7,000円、形式収支で2億666万9,000円、実質収支で1億6,923万6,000円、単年度収支が2,424万1,000円となっております。

次に、上水道事業会計について申し上げます。

別冊の上水道事業決算書の1ページでは総括事項としてまとめたものでございます。4ペ

ージからの上水道事業決算報告書についてご説明申し上げます。

まず、(1)の収益的収支につきましては、営業収益と営業外収益を合わせました水道事業収益が2億3,614万880円、営業費用と営業外費用を合わせた水道事業費用が2億2,156万425円となりまして、当年度は差し引き1,458万455円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページの(2)の資本的収支につきましては、企業債と国庫補助金を合わせた資本的収入が2,025万円、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出が1億1,752万3,943円、収支差し引き、マイナス9,727万3,943円となっております。この不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしたところでございます。

以上、平成17年度の一般会計と9特別会計、それに上水道事業会計を合わせました11会計の決算概要を申し上げます。よろしくご審議の上、認定を賜りますようお願いを申し上げます。まして提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長(菊地栄助君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、荻原文博君。

〔監査委員 荻原文博君 登壇〕

監査委員(荻原文博君) 平成17年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定められた書類並びに各基金の運用状況について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出いたします。

平成17年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成17年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成17年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成17年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

- (8) 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成17年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成17年度鏡石町決算附属書類
- (13) 平成17年度各基金の運用状況

2 . 審査の期間

平成18年 8 月 2 日から平成18年 8 月 8 日まで

ただし、上水道事業会計は平成18年 5 月25日に実施した。

3 . 審査の手続

各会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況の書類等について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係職員の説明を聴取し関係証拠書類の照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

第 3 決算の概要

(1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりである。

一般会計及び特別会計、計数、次のとおり、計数省略。

上水道事業会計、計数、次のとおり、計数省略。

(2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は、2 億666万9,000円の黒字となっている。

実質収支額は1 億6,923万6,000円となっている。

この内訳は一般会計6,975万3,000円、特別会計9,948万3,000円の剰余金が生じたため、特別会計の主なものは、国民健康保険特別会計7,668万8,000円等である。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては1,458万円の黒字となっている。

また、資本的収入及び支出については、9,727万4,000円の不足額が生じた。資本的収入

額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金5,881万3,000円、建設改良積立金3,500万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額346万1,000円で補てんをしている。

決算収支の推移、計数、省略します。

(3) 主要財政分析指標

普通会計の主要財務比率は下記のとおりである。

財政力指数、16年度0.536%、17年度0.555%。

経常収支比率、16年度82.9%、17年度83.4%。

公債費比率、16年度20.3%、17年度20.9%。

第4 基金の運用状況

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの各基金の運用状況は次のとおりである。

計数省略いたします。

第5 審査意見

我が国経済は、ようやく上向きの傾向が見られるようになったものの、地方経済については、まだ回復の遅れが見られる。このような状況下において、地方財政改革については国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという方針のもと、国庫補助金の削減、地方交付税の制度見直し、国から地方への税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、行財政基盤の強化に努めている。

さらに、地方歳出に関しては、地方交付税の大幅な削減に加えて、過去の国の経済対策等に沿った地方単独事業を削減するとしている。

このような中で、町の主財源である税収の確保に今後一層力を注ぐ必要がある。

この対策として、関連課長参加による収納率向上委員会で、協議・決定した事項について「町税等特別徴収対策班」（全課長参加）に伝達し、個別徴収を実施してきた。

これに加え、さらに平成17年度の徴収成果を上げるべく、全職員参加による「町税等徴収緊急対策実施事業」を設置し、個別徴収の強化に努めた結果、平成17年度町税の現年課税分の収納率は前年比プラス0.28%となり、また、平成17年度国民健康保険税の現年課税分の収納率についても前年比プラス0.84%と、それぞれ収納率の向上が見られた。

今後さらに税収の効果の高い施策に重点化対象を絞り込むなど一層の努力を重ね、未収金解消に努め、収入の確保に当たりたい。

一方、歳出面では、厳しい条件下にある財政状況を踏まえ、鏡石町第2次行政改革の一環として次の経費削減を実施し、効果を上げた。主な項目、正規職員の削減、108人から106人、2名減員、特別職給与の一部カット、町長・助役マイナス15%、収入役・教育長マイナス13%、以上のほか、平成16年度から継続して行っているものとして、特殊勤務手当の見

直し、原則55歳昇給停止、旅費・日当の見直し、特別職及び議会議員の費用弁償の見直し等に加え、町単独補助金の総額抑制等の実施によって、かなりの成果が見られた。

財政運営に当たっては、健全財政を町の基本として、今後より一層の事務事業の効率的な運営に努められることを望むものである。

以上です。

議長（菊地栄助君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に1番、仲沼義春君、2番、渡辺定己君、3番、今駒隆幸君、4番、根本重郎君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、今泉文克君、8番、木原秀男君、11番、藤島一郎君、12番、円谷寛君、13番、円谷寅三郎君、14番、森尾吉郎君の12名を指名いたします。

ここで決算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午前11時20分

開議 午前11時30分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成17年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に根本重郎君、同副委員長に渡辺定己君が選任されました。

請願・陳情について

議長（菊地栄助君） 日程第5、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時30分

平成18年第14回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年9月5日(火)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 58号 専決処分した事件の承認について
日程第 2 報告第 59号 専決処分した事件の承認について
日程第 3 議案第204号 鏡石町火災予防条例を廃止する条例の制定について
日程第 4 議案第205号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第206号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第207号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第208号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第209号 財産の処分について
日程第 9 議案第210号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
日程第10 議案第211号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第212号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第213号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第214号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)
日程第14 議案第215号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15 議案第216号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第16 議案第217号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 仲 沼 義 春 君

2番 渡 辺 定 己 君

3番 今 駒 隆 幸 君

4番 根 本 重 郎 君

5番	大河原 正雄 君	6番	柳 沼 俊行 君
7番	今 泉 文克 君	8番	木 原 秀男 君
9番	菊 地 栄助 君	10番	小 貫 良巳 君
11番	藤 島 一郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政雄 君	助 役	大河原 直博 君
総務課参事兼 課 長	円 谷 光行 君	税務町民課 参事兼課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	遠 藤 栄作 君	産 業 課 長	小 林 政次 君
都市建設課長	椎 野 優偉 君	上下水道課長	黒 津 政美 君
教 育 長	斎 田 一男 君	教 育 課 長	今 泉 保行 君
収入役職務者 代理室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 笹 君
出納室管理 委員長	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大河原 久美子
-------------	-------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

報告第58号、報告第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第1、報告第58号 専決処分した事件の承認についてから、日程第2、報告第59号 専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思っておりますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第58号 専決処分した事件の承認についてから、報告第59号 専決処分した事件の承認についての2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第58号、報告第59号を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程いたしました報告第58号、59号について提案理由を説明いたします。

報告第58号 専決処分した事件の承認について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

次ページをお願いします。

専決第55号 専決処分書。

中ほどに福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更についてであります。会津地区広域事業組合が平成18年9月1日付で会津若松地方広域市町村県組合に編入統合することから、同組合が平成18年8月31日解散により、市町村事務組合を脱退するための改正であります。

なお、記に一部改正する内容が書いてありますが、別表中の内容を削るとというのが2カ所あります。

附則、この規約は知事の許可があった日から施行する。

次に、報告第59号 専決処分した事件の承認についての承認でございますが、4ページお願いします。

専決第56号であります。これも同じタイトルでございますが、この規約の変更につきましては、消防法の一部改正により三島町外2町1カ村の衛生処理組合が平成18年9月30日解散により、県市町村事務組合を脱退するための改正でございます。中ほどに改正する内容がございます。脱退による組合の削除等でございます。

なお、附則には、この規約は知事の許可があった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は平成18年6月14日から適用し、ただし三島町外2町1カ村衛生処理組合に関する部分は平成18年10月1日から適用となっております。

以上、報告58号、59号の専決処分について説明をいたしました。ご審議をいただき、承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

初めに、報告第58号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、報告第59号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第204号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、議案第204号 鏡石町火災予防条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いただきます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第204号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程いたしました議案第204号 鏡石町火災予防条例を廃止する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

この条例は、昭和37年4月1日より施行され今日まで至っております。須賀川広域消防組合火災予防条例が制定されているため、町条例が必要なくなるため廃止するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、説明いたしました。審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

議案第204号 鏡石町火災予防条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第205号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第4、議案第205号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第205号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第205号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例の一部を改正する条例の内容につきましては、鏡石町国民健康保険条例第6条に規定する出産育児一時金の支給額を、現行の30万円を35万円とするものであります。金額の引き上げにつきましては、健康保険法の改正に伴い、国民健康保険法施行令第36条に規定する出産育児一時金が35万円に改正することに伴い、鏡石町国民健康保険条例第6条に規定する出産育児一時金につきましてもあわせて35万円に改正し、被保険者の出産育児に伴う費用について均衡を図りたいというものでございます。

附則として、1では施行期日を平成18年10月1日と規定するものであり、2では施行日前の出産に係るものについて、出産育児一時金は従前の例とする規定であります。

以上、改正内容につきましてご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今回の国保の改正により、この35万円になるということで、そこは了解したのですが、条例の施行日が10月1日ということで、行政機関は4月1日が結局事業年度の始まりであります。さかのぼってすることは不可能なのかどうか、その辺を伺っておきます。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 6番議員のご質問ですが、条例の施行日についてさかのぼって4月1日とできないのかというご質問でございますが、本法の改正に伴います実施が10月1日というふうに規定されておりますので、あわせて10月1日とするものでござ

います。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

議案第205号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第206号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第5、議案第206号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第206号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第206号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、平成15年9月の地方自治法改正により、指定管理者制度が創設されたのに伴いまして、町でも鏡石町公の指定管理者の指定の手續に関する条例が制定され、指定管理者の指定の手續等が定められました。

そこで、教育委員会で管理している体育施設につきましても、この制度が導入できるよう、鏡石町体育施設条例の一部を改正させていただくものであります。

内容につきましては、次ページになります。

鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例。

鏡石町体育施設条例（昭和57年鏡石町条例第13号）の一部を次のように改正する。第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加えるものであります。

初めに第10条ですが、指定管理者による管理ができることを定めるもので、第2項では指定管理者が行う業務を定め、第3項では管理を指定管理者に行わせる場合の読みかえ規定、第4項は指定の手續の根拠規定となっております。

次に、第11条につきましては、利用料金についての規定でございます。適当と認める場合には、体育施設の利用にかかる料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる規定であります。第2項は、利用料金は条例に掲げる範囲内で指定管理者が定めることと規定、第3項は利用料金を指定管理者の収受とする場合の読みかえ規定、そして、第4項は減免できる規定となっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、条例施行後、当面は町民プールにおいて導入を予定しているところでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今回、体育施設の一部を改正する条例ということで、指定管理者の導入を図ると、その導入はとりあえず町民プールに導入するということでもあります。

きのう、新聞報道でありました公債比率の記事について、いろいろと町民は、何と申しますか、関心を持っております。その中で、今回の導入によって、やはりこれは債務負担行為が発生すると思いますね。そうすれば、債務負担行為まで含めた公債費の比率が出てくるわけであります。

そういうことを考えますと、この指定管理者制度というのが、前の一般質問でも述べましたが、やはりかなり難しい。公の施設を一般の業者に開放するというのは、なかなか難しいという。それはなぜかと申しますと、公の施設はあくまでも公がつくった施設、そして、町民がそれによって福祉の向上を持つということであると思うんです。

そんな中で、そういう公の施設、町民すべての方が利用する施設、これに対して、町の監査委員の監査制度は適用になるのかどうか。あともう一つは、この導入に当たって、例えばあの建物の修理修繕はどうなるのか。あるいは町の広報に出している無料サービス券、これはどちらが持つのか、町民かそれとも町かと。

まあもろもろの課題があるのですけれども、とりあえずはそういうことを含めた指定管理者導入に当たっての選定基準がありましたら、提出していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

指定管理者制度になった場合においての、いわゆる監査委員の監査、さらには修繕や修理費等の負担等についてであります。ただいまおっしゃるように、これからその募集要項等を定めまして、いわゆる業務水準書というものをこれから作成いたします。その中において、もろもろの事項を定めた中で実施するわけでありまして、その水準書等ができました段階で議会の皆様にもお示ししたいなというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 総務課長の方から補足答弁があります。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 6番議員の質問にお答えします。

指定管理者制度で指定した場合において、町の監査委員の監査があるのかという質問だと思います。これは、地方自治法及び指定管理者制度法によります。この条例のいろいろな細かい基準をつくりませんが、外部監査を行います。それで、監査委員が行うことは現金の収入支出についてはできますが、そのほかについてはできないという規定がございます。

そういう関係で、監査委員の町の現金出納関係の監査はできるということです。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君の再質問を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 総務課長の答弁のとおりだと私は思います。

要するに、この施設は町の施設です。町民がやはりその施設について知るということは大事なことであります。個人のものではありません。でありますから、町の、要するに町民が選んだ監査委員、この監査委員をいかにその指定管理者の方にコントロールできるような制度を中に組み込むことも必要ではないかなと思っております。これは答弁は要りません。

それで、実はこの公施設の指定管理者制度に関する指針というものが、各町村いろいろなところで、数多い施設を持っている市町村ほどつくってあります。指針、そしてまた選定基準も指定管理者導入する前に目的を持ってつくってあります。そして初めて、指定管理者条例を出しているわけですね。条例の改正を出しているわけです。

今、それがなくて私たちはこの条例を通すわけには、私個人としてはいかないなど。なぜかという、さっき言った町民が持っている施設を、条項としては2条ですね、これだけをもって改正した、そして施行日を即これが可決されれば施行できるというような状況になるわけです。だから、やはり細部にわたってぜひ出していただいて、それから可決してもやぶさかではない。

ことしの9月1日までに、直営以外は当然やらなければならない。しかし、9月1日はきょう過ぎたわけです。でありますから、1日おくれでも2日おくれでもとりあえずその選定基準というものを出していただいて、町民が監視できるような選定基準を見せていただく、それによって、議員は町民から選ばれておりますので議員が確認をする。そして、こういう基準であれば、あとから町民から何だと、公債費増えて比率がどんどん上がっていると、しかしこういうことでやっておりますという、理由づけといいますか、弁解といいますか、そういう言葉が出せるのではないかなと思うわけあります。

その選定基準については、ここまでするに当たっては指定管理者制度を導入するかどうか検討されたと思います。指定管理者制度の導入を、基本的な方向性で決定するということが今回出したと思います。そして、その中に、選定するに当たってはやはり選定委員会、審査委員会とか、そういうことをこういう形でしますということを出していただきたい。そして条例審議を私はしたいと思います。私は、議会としてもぜひそういう方向で審議していただきたい。そういう意味で、選定基準、これは規則第11号で決定してありますので、総務の方で、ある程度のそういう指針というのは持っていれば出していただきたい。

よろしくをお願いします。

議長（菊地栄助君） 休議します。

休議 午前10時25分

開議 午前10時58分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 6番議員の再質問にお答えしたいと思います。

いわゆる現時点での、細部にわたっての資料なり選定基準等についてのご質問でありましたが、今回の条例改正につきましては、その指定管理者の導入にかかわります各施設の個々に条例を制定する、いわゆる入り口の段階であります。

今後、指定管理者の指定に当たりましては、いわゆる募集要項、さらには業務水準書等を

つくりまして、細かな点につきまして作成いたします。そして、その後公募型によります公募等を進めまして、さらに選定委員会の選定等、審査等を経まして指定の業者が決まります。その業者につきましては、議会の議決をいただくというような手続になります。それに至るまでの段階で、募集要項、さらには業務水準等につきましては、議会の皆様方にお示ししながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番、木原でございます。

今、全部聞いちゃったから、一発質問するのに非常に力が入らなくなりました。しかし、ちょっとここで確認しておきたいと思います。

公の施設は、所有権は地方自治体にありますけれども、公共施設は役所のためにあるわけではないのです。公共施設は、公共サービスの受け手である市民、町民、住民のためにあることは間違いないのです、これは。ですから、いろいろな面で、当たり前なことが必ずしも当たり前ではないというふうな実態が現実なんです。それで、その辺からやっぱり考え方を改めなければならないという部分もあると思います。

私もちょっと勉強不足なんですけど、指定管理者の件に関しては、2006年6月30日までに直営か指定管理にするかを決めなければならないというふうなことだと思うんです。まず1つそれ確認しておきたいのです。

今言った私らの心配は、町民サービスの件なのですけれども、例えば指定管理者にすれば、値上げもあるし、値下げもあるかもしれません。やっぱり民間というふうな考え方の立場に立てば、企業努力をして、そういうふうな考え方からすれば値上げがあるのではないかなというふうなものが私の心配なんです。それが2つ目ですね。その辺をちょっと答弁していただきたいと思います。

3つ目は、この温水プールに関してですけれども、平成11年オープンしておりますが、7年たっております。これは、地方債か何かを利用して建てたと思うんですが、その辺の償還は全部できているかどうか、3つお尋ねします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 8番議員のご質問にお答えします。

指定管理者制度において、平成6年9月まで指定する内容につきましては、公共機関が直

接委託している部門についての成文はございました。そのほかの施設の、町で入札をしてとか随意契約しているものについては、期限の定めは特にございませんが、市町村で独自に検討し指定管理者をしていくという内容であります。それについては、町でいろいろなりリストをしてあります。

2番目の料金値上げにつきましては、これは指定管理者制度の内容で、もし値上げ、値下げ等がある場合は、町の議会の議決がなければ改正することはできないという規定になっております。ただし、社会体育の料金値上げについては、まだ上げる、上げないというのも検討の段階にはまだ入っていないという状況だと思います。

3番目に、町民プールの都市局からの補助金で運営できましたが、地方債については現在も返還中でございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

3番、今駒隆幸君。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 3番、今駒です。

1つ、2つほどお聞きしたいのですけれども、1つはやはりこれのメリット点なんですよ。僕は、議員になってから町民プールのことでやっぱり、特にこの町民プールの委託の話で議会は大きくいろいろコンセプトなしに話をしていくことが多いんです。

どういうことで多いかという、僕がびっくりするのは、安ければいいとか、そういう考えのもとを基準にものをしゃべったりするんです。だから僕は、今、議員の皆さんが話したのはコンセプトがわかっていないと思うんですよ。プールはどうあるか、体育施設はどうあるかという基準がないから、みんな不安になってこういう質問が出てくると思うんです。そうしたら、執行部は後からそういうを出すというふうな話をしてくるんです。

だから、ぜひ指定管理者制度のコンセプト、皆さんが思っているコンセプトとメリット、僕が考える点では、やっぱり公債費の借金の話とか出てきましたね。そういった点では、私は複数年契約とかすれば会社はキャッシュフローができますから、経済的に考えれば、間違いなく安く運営委託ができる。安く運営委託ができるし、サービスも向上させるのがそれは当たり前。ここが今の世の中だと思うんです。そういうコンセプトは私は持って、このような条例の案に関しては考えているのですけれども、そういうコンセプト、メリットの基準というのですかね、そういうのをちゃんとお考えでしょうか。これが僕は大切だと思うんです。

いいですか、皆さん。安ければいいなんていうばかな考え方はもう終わりなんですよ。いいものはいいでやっていく、町民にどれだけサービスしていくということが大切だと思うんです。そのあり方の基準が話し合いのベースにあれば、この考え方もいろいろ変わってくる

んです。だからぜひとも、今回の指定管理者制度にするというのは、なぜするのか、そのコンセプトはどういうふうにあるのか、それちょっとお聞かせください。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

指定管理者制度につきましては、既にご承知のとおりでありまして、その考え方の根本は最少の経費で最大の行政効果を上げていくという手法の一つであるというふうに認識しております。

公の施設管理につきましても、民間活力を導入することにより、少しでもそのような方向性が打ち出せればというような手法の一つだと考えております。そのような意味を受けた中で、町としてもそのメリットをその中に見出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） それでは、指定管理者制度の一部を改正する条例なんですけれども、この条例は相談という形で、今、執行部はお願いをし議会に提案となっております。

ただこれは、その点、全部これ今後ともお金に絡む問題であって、その中においては、利用料金については第11条で、2、3、4となっております。そうしますと、この4において、指定管理者はあらかじめ町長が定める基準に従って、その料金の全部もしくは一部を減免、減免という言葉は、最近ずっと気候がよくて農作物が豊作の形でいたから減免するというのは、農業にはなくなった。前はあったことがある、減免措置という言葉、二、三回あるかな。今回、その条例の中において、指定管理者が利用料金の全部もしくは一部を減免するというのは、どういう形のものをどのように減免していくのかどうか、この点、今後の課題になると思いますけれども、この点、お尋ねしておきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 14番議員の質問にお答えします。

先ほど、8番議員にもお答えしましたとおり、指定した場合の料金関係でございます。負担金も含めてございますが、町の条例に従って行くと、これが指定の条件でございます。よって、減免措置も猶予措置も、その条例に従って行うというのがありますので、何ら変わり

はないということです。条例に基づいた徴収、負担により施行するということです。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

休議します。

休議 午前 11 時 10 分

開議 午前 11 時 11 分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

議案第206号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第207号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第6、議案第207号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第207号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程いたしました議案第207号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

第2条に、「桜町俵井集会所 鏡石町桜町94番地」を加える。

このたび、今年4月24日付で桜町の地権者から、桜町俵井集会所の家屋、木造平屋建て59.4平方メートルが町に寄付採納がありました。これを、鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例に追加するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、説明いたしました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第207号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第208号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、議案第208号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第208号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第208号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、10月1日施行の福島県ひとり親家庭医療費事業補助金交付要綱の一部改正に伴う改正でございます。さらに、改正の内容につきましては、対象者の所得制限について、これまでは親のみの所得制限であったわけですが、これに加えて、生計を同じくする扶養義務者の所得にも限度額を設定することによりまして、対象となる世帯の負担能力に応じた自己負担を求めるものであります。

そして、本改正によりまして、ひとり親家庭医療費助成と母子家庭等への児童扶養手当の制度との均衡が図られることになるということでありまして。

条文改正につきましては、15ページになります。

鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

医療費助成の所得制限の条文、第3条第3項第4号中、「ひとり親家庭の親」の次に「又は、当該ひとり親家庭の親の民法（明治29年法律第81号）第877条第1項の定める扶養義務者で生計を同じくする者」を加えるものであります。そして、「母のときと同様の取り扱いをするものとする。が」を「母のときと同様の取り扱いをするものとする。が、それぞれ」ということで、それぞれの条文に文言をつけ加えると。そして、「政令第2条の4第2項」を「政令第2条の4第2項及び第5項」に改めるということ、政令第2条の4第2項につきましては、受給者の所得制限限度額であります。そして、第5項については、扶養義務者で生計を同じくする者の所得制限限度額ということになります。

附則としまして、この条例は平成18年10月1日から施行する。

以上、提案理由についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 4番の根本であります。

ただいま上程されております、鏡石町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、ちょっと二、三、細かくなったものですがけれども質問したいと思います。

今の課長の説明の中では、所得制限が例えば、親と例えば子供がいるといった場合に、高い方に制限がかかるのか、あるいは家庭内の所得というか、合算の所得にかかるのかがよくわからなかったもので、どちらの方にかかってくるのだろうというのと。

あとこれは、この文だけではなかなかわからないのですけれども、3条の3項は対象者が次の各号のいずれかに該当する場合の当該対象者の医療費の一部負担については助成をしな

いというふうなことで、制限がかかるわけですがけれども、今言った2点はどちらの方なのか。

あと、これを例えば施行した場合に、当然制限が厳しくなると思うので、何名くらいが現状から外れてくるのか、この2点を質問いたします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

1つ目は、その所得の制限については合算の所得なのか、それぞれ高いものに合わせるのかというご質問でございますけれども、これについては合算ではございませんで、いわゆる親の所得が例えば扶養1人の場合については230万円が限度になると。そして、それと今度は扶養義務者、いわゆる同じ生計の中にいる直系血族及び兄弟姉妹についてはお互いに扶養する義務があるということで、同じ生計を営んでいる、そういった方がいる場合の合わせた所得額が274万円というようなことで、それらが、どちらもそれ以内であれば交付されますよと。これを超えれば制限がかかりますよという中身であります。

そして、2番のこの制限が課されることによりまして、どのような今後外れる方がおるかということに関しては、現在のところ3名、3世帯ということになりますか、ということになります。

以上であります。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第208号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第209号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第209号 財産の処分についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第209号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第209号 財産の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、16ページにより説明いたします。

記の下でございますが、1件目でございますが、鏡石東部工業団地であります。

土地の所在地が大宮360番14、地目が雑種地、面積が5,142平米、売却方法が随意契約、売却予定価格でございますが5,000万1,700円、売却先が鏡石町成田332番地、有限会社東北資源、代表取締役根本トキ子。この件につきましては、契約形態が貸付特約付分譲となっております。

2件目でございますが、鏡石南部第一工業団地であります。

土地の所在地が桜岡375番8、地目が雑種地、面積が9,746平米、売却方法が随意契約、売却予定価格でございますが1億5,814万4,000円、売却先が東京都大田区下丸子4丁目19番10号、株式会社會田金型製作所、代表取締役會田稔。この件につきましても、契約形態は貸付特約付分譲でございます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第209号 財産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第210号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第9、議案第210号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第210号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 大河原直博君 登壇〕

助役（大河原直博君） ただいま上程されました議案第210号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、主に平成17年度決算に伴う繰入金、繰越金などに係る歳入歳出の補正でございますが、歳出では、スマートIC関連事業費と災害復旧に係る事業費などをそれぞれ見込んでおりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,914万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,300万6,000円とするものでございます。

第2条の地方債補正では、21ページの災害復旧事業債を追加するものであります。

詳細につきましては、24ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

助役（大河原直博君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第210号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第211号、議案第212号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第10、議案第211号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第11、議案第212号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第211号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第212号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第211号議案、第212号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました議案第211号、議案第212号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第211号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成18年10月から施行されることになりました保険財政共同安定化事業について、鏡石町の拠出金が確定されたことに伴い、また、出産育児一時金の引き上げなどにより行うものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,326万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,357万4,000円とするものであります。

補正の詳細内容につきまして、52ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 続いて、61ページに移りたいと思ひます。

平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。補正の内容につきましては、平成17年度老人医療費確定に伴います国庫負担金及び県負担金の精算剰余金を一般会計に繰り出すためのものでありまして、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,763万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,521万5,000円とするものであります。

詳細内容につきまして、64ページの事項別明細書からご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、2会計につきまして一括ご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第211号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第212号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、食事をはさみ午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時55分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第213号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第12、議案第213号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第213号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第213号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正額につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,469万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,078万9,000円とするものです。

補正の内容につきましては、前年度決算による繰越金に伴う補正と介護予防事業費の一部を組み替え補正するものです。

詳細につきましては、72ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第213号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第214号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第13、議案第214号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第214号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第214号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,263万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億6,824万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、80ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長（小林政次君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第214号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第215号、議案第216号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第14、議案第215号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第15、議案第216号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第215号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第216号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第215号議案、第216号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） ただいま一括上程されました議案第215号並びに議案第216号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第215号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,262万8,000円とするものでございまして、主な内容といたしましては、平成17年度決算による繰越金を予算計上するものと、資本費平準化債における借入額の増額を行うものでございます。

また、地方債の補正につきましては、86ページの第2表地方債補正のとおり、借入限度額におきまして530万円を追加し、総額を5,350万円に変更するものでございます。

補正の内容につきましては、90ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 次に、93ページにまいります。

議案第216号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,516万6,000円とするものでございます。

また、地方債の補正におきまして、94ページ第2表の地方債補正のとおり、借入限度額におきまして資本費平準化債120万円を追加変更するものでございます。

補正の内容につきましては、98ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 以上、一括上程されました議案第215号並びに議案第216号につきましてご説明申し上げます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第215号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第216号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第217号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第16、議案第217号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いただきます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第217号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第217号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,450万3,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、新規貸付者の増加に伴うものであります。

詳細につきましては、104ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

教育課長（今泉保行君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第217号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休会について

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議事の都合により、9月6日から9月12日までの7日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月12日までの7日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時21分

平成18年第14回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成18年9月13日(水)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 認定第 4号 平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
日程第 3 請願・陳情について
各常任委員長報告
日程第 4 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
日程第 5 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
日程第 6 議案第218号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

追加日程第7 意見書案第50号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書(案)

出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	大河原 直 博 君
総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君	税務町民課 参事兼課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君	産 業 課 長	小 林 政 次 君

都市建設課長	椎野優偉君	上下水道課長	黒津政美君
教 育 長	齋田一男君	教 育 課 長	今泉保行君
収入役職務者 代納室長	八卷司君	教 育 委 員 会 長	稲田耕筰君
選挙管理 委員会委員長	曾根巧君	農 業 委 員 会 長	會田栄夫君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 議 局	面川武	主 任 主 査	大河原久美子
------------------	-----	---------	--------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（菊地栄助君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

円谷 寛君

議長（菊地栄助君） 初めに、12番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

12番。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） おはようございます。

一般質問を最初にさせていただきます、12番議員の円谷寛でございます。

数日前、41年ぶりに皇室に男子誕生ということでマスコミの話題を独占しておりまして、きのうは命名の儀ということで、悠仁とご命名されたということでテレビも新聞も大々的に報道されまして、この名前、今では知らない人がいないくらいではないかというふうに思います。

これから生まれる子供には、この悠という字、ユウとも読みますので、この悠という名前が大変多くなるという予想がマスコミでされております。今年甲子園で一躍スターになった早稲田実業の斎藤佑樹君の佑と相まって、今年から来年にかけては赤ちゃんの名前、大変このユウブームとなるのは間違いないのではないかというふうに言われています。経済効果も一説では3兆円くらいあるというふうな予想もされておりまして、おめでたいことではございます。

ただ、このめでたい出来事には何ら異存はございませんけれども、国民がこのおめでた報道にばかり目を奪われている間に、実に大事な問題、忘れてはならない問題から目をそらされてはならないというふうに思うわけでございます。

忘れてはならない問題として、まず挙げておかなければならないのは、何と云っても、我々も携わっているこの地方行政の腐敗、こういうものの数々が明らかになったということ

でございます。

まず、全国的に挙げれば、岐阜県では17億円にも上る裏金をつくって、いろいろな公金としては出してはいけないようなものに支出をしていたということが報じられています。そのうちの一部は、始末に困ったので燃やしてしまったということも報道されているんですが、これは真偽のほどは明らかではございませんけれども、前知事の梶原拓という人は大変知事会でも全国的に名をはせた名知事だったわけでございますから、この最後で大変名を汚した出来事ではないかというふうに思われます。

2つ目は、我が福島県においても、水谷建設の脱税問題から端を発して県庁の談合事件へ発展をいたしまして、県内建設業トップと言われる佐藤工業の会長佐藤勝三さん、これは福島商工会議所の会頭などもされていた大変な実力者でございますけれども、それが逮捕されて、さらに前の県の土木部長とか知事の実弟が連日連夜取り調べを受けているという報道をされております。

私の意見を言わせてもらえば、この談合事件において、知事の責任は今やもう免れないと思うのであります。なぜなら、談合というものは業者がやるんでしょうけれども、それを防止することは可能であり、その談合防止策をやっぱりとれるわけでございますから、首長の責任で、それは談合防止策というものを講じなければならなかった、それをやらなかった知事の責任というものは重大であろうというふうに思います。

入札のやり方を変えれば談合は不可能になるというのは、これはお隣の宮城県の浅野知事、浅野前知事になりましたけれども、この人は数年前に入札改革を断行いたしまして、宮城県の2004年度の平均落札率は予定価格の実に78.6%までダウンしたのであります。これに対して本県は95.3%になっているわけですね。

この浅野知事の厳しくなった入札改革に対して、同業者が佐藤勝三、佐藤工業の会長に投げたという記事が報道されています。そうしたらば、佐藤勝三会長は何を言ったかということ、なぜおまえらは知事に金をやらないんだと、こういうふうに発言したとマスコミで報じられているんですね。さらに重大なのは、この落札率16.7%の差額は、みんな税金の固まりだということですね。こういう形で税金がむだ遣いされているということでございますから、やはりこれは我々としても無関心でいるわけにはいかないわけでございます。

8月15日、東京都中央区のホテル12階から飛びおりて、東急建設の東北支店長58歳が自殺をしているんですけれども、これはまことに痛ましい事件が発生したというふうに思います。会社の説明では、大変誠実で優秀な社員だったという報道がされております。またまじめな従業員がこういう事件の犠牲になっているということ、非常に残念なことだというふうに思います。

地方行政の不正は県単位ばかりではございませんで、このお隣の石川町においても、職員

採用に絡んで町長と町会議員、それに息子を役場に入れるためにお金を送った3人の家族の合計5人が逮捕、起訴されるという事件が発覚をして、大きなショックを与えているわけでございます。その結果、町長辞職による町長選挙がこの10日に行われましたけれども、昭和30年以来とかという4人の立候補であったわけですけれども、もとの助役、それからもとの町会議員が2人いたわけですけれども、この3人がいずれも落選したというんですね、今まで町政に関係していなかった加納武夫氏が当選をしたわけでございます。やはり町民は、今まで助役あるいは町会議員をやっていた人々に、なぜそれをチェックできなかったのかという不信感を、この投票行動の中で示したのだというふうに思います。

もう一つ、大きな政治イベントが今、展開をなされています。ご存じ政権党、自民党の総裁選挙であります。

この投票権は国会議員と自民党の党員にしかありませんから、我々は部外者でございますけれども、しかし、当選した人は日本の総理大臣になるわけですから、我々もこれは無関心というわけにはいきません。やはり批評する権利は国民すべてにあるというふうに思いますので、私も一言言わせていただきたいというふうに思っています。

一言で評すならば、これは何と迫力に欠けたつまらない日程消化の消化試合といいますが、そういうつまらないものになってしまっているということは、マスコミの報道しているとおりだというふうに思います。

と申しますのは、みんなで勝ち馬に乗って自分がいいポストにありつこうと、そういう意図が見え見えなわけございまして、さらにその3人の候補者はいずれも全員世襲の議員であります、そのうちの2人は元総理大臣の孫だと。

中でも本命といわれる人の祖父は、あの第二次大戦で、日本の国土が大変狭いということ海外侵略を企てて、日本の関東軍は、地方の意思だったか関東軍の出先だったとかいろいろ言われていますけれども、満州国という国をでっち上げたわけですけれども、そこにどんどん日本人を送り込んで、これらの人々は終戦で大変な目に遭って命からがら引き揚げてきたわけでございますけれども、そういう政策を積極的に推奨をして、その手腕が買われて、昭和16年、東条内閣の商工大臣となり、したがって、戦後、A級戦犯ということになって捕らえられまして巣鴨に服役をしたわけですけれども、その後、アメリカの極東政策、特に日本を反共の防波堤にしなくちゃならないということで、アメリカは急遽政策を転換いたしまして、この戦犯の罪を解除いたしまして、釈放されたわけでございます。

その後、彼は民主党の幹事長、さらに保守合同によって自民党の総裁となって、総理大臣になった岸信介であります。別名を昭和の妖怪と言われたこの人の首相就任には、当時国際的にも大変批判を浴びまして、ドイツなどでは全くこれは考えられないことだと、日本人は何と忘れやすい国民性かというふうに世界中から批判をされたのであります。

彼のさまざまな発言の中には、この昭和の妖怪と言われた祖父、国家主義者岸信介のDNAが色濃く流れていると、マスコミにも報道されているとおりであります。

日本は小泉政権で大きく反動化をしましたし、さらに今度安倍政権によって、彼も今政権公約を掲げておりますように、教育基本法の改訳や憲法の改訳がより進むものと懸念をされるわけでございます。

小沢民主党を初め、野党の奮起と結集が今、望まれるところでございます。安倍氏の総裁選挙の戦い方もかなりずるさが感じられまして、総理になってから自分に都合が悪くなるようなことにはだんまりを決め込んでおりまして、政権公約は谷垣氏が24ページ、麻生氏28ページに対し、わずか安倍氏は4ページのものしか出していないわけでございます。その中にも抽象的な言葉ばかりを並べ立て、一番年が若い割には一番ずるさが目立つということがいわれております。

これを心配して中曽根元首相は、勝ち馬に乗るとのことだが、お客が多過ぎて船が沈没することがあってはならないと懸念を表明しておりますし、ある自民党の閣僚経験者は、雪崩が起きるのは地盤が緩んでいる証拠だと、安倍政権は選挙に負けたらおしまいだと、短命に終わるおそれがあるというふうに述べているわけですが、我々国民としても、こういう反動的な首相に長く続いてもらっては困るわけでございまして、皆ともあれ、勝ち馬に乗って自分の身を保とうとする浅ましい姿しか感じられないのが、今回の自民党の総裁選挙ではないのかというふうに思います。

忘れてはならない事件の中で、特に言論の自由というのは民主主義の基本でございますから、その言論の自由の危機をもたらしている、その事件が一つございます。お盆の8月15日、山形県鶴岡市にある元自民党幹事長加藤紘一代議員の実家であり、母親の住宅から出火、棟続きの加藤氏の事務所、あわせて延べ340平方メートルを全焼させる事件が発生したことであります。原因は放火ということで、東京の右翼団体の65歳の構成員が、加藤氏の靖国問題での発言に抗議をしてやったということをお供しているわけでございますが、この65歳のナショナリストの過激さもさることながら、日本の背後ろの、あるいは国民の、マスコミの、この事件への対応と反応のあまりの鈍さには、本当に驚かされるわけであります。

小泉首相が言論封殺は許されないと表明したのは2週間もたってからのことでありますし、そのとき記者が、首相が靖国参拝をしたということがこういうナショナリズムをあおり立てているのではないかという質問に対して、小泉首相は、マスコミの方こそなぜこんなに靖国問題を取り上げるのか、よく考えた方がいいというふうに、彼一流の開き直りをするあんばいでございます。

9月2日、毎日新聞に中国人ジャーナリストがコラムを書いていますけれども、8月20日、香港の繁華街で、ファーストフード店で民主党の何という立法議員が暴漢に襲われて重症を

負って病院に担ぎ込まれたわけでございますけれども、このときの香港の当局とメディア、国民、そういう対応は全く加藤代議士宅の放火のときとは違っていたというふうに書いておられます。現地メディアは、即座に政治テロではないかというふうに大きく取り上げ、行政庁長官も直ちに地の果てまで追い詰めて犯人を捕まえろということと、テロ根絶の決意というものを示したわけでございますし、香港のすべての政党が声明を出して政治テロを厳しく非難をし、けがをした何議員の病室の外には、政府要人、政治家、団体責任者などから贈られたお見舞いの花かごが山と積まれたということがいわれています。

これに対して、日本の政治家の対応は余りにも鈍くおとなしい、こうした挑戦に反撃しないというのは、言い方を変えれば、それを容認、承認するも同然ではないかというふうに、このジャーナリストは述べておられます。私も同感であります。小泉首相が言ってきた、テロとは断固闘うという言葉のむなしさだけが残った出来事であります。

自民党の総裁選挙でも取り上げられ、今、社会的にも格差社会というものが大変大きな問題になっておりますけれども、私はこの格差問題の後に、地域格差というものを大変強く実感をいたしました。

それは例年、市民派議員が全国から集まって全国の地方議員交流会というものがございまして、今年は福岡で開催をされたわけでございます。福島空港から福岡に航空券を買おうと思って行ったところ、これは今福岡には飛行機は行っていませんということを言われました。名古屋に中継で行くんだということで飛行機代を計算しましたところ、名古屋までと名古屋から福岡まで合わせると、割引でも4万弱、片道でかかるわけですね。それで私は埼玉の知り合いの市会議員に電話をいたしまして、あなたはどうして行くんだということを聞いたら、羽田から割引の航空券を買ったんだということで、ぜひ私にも買ってくれということで、私はその人に頼みました。そうしまして、羽田から福岡までの航空券とホテル代1泊分が入って、2万9,800円で買えるんですね。

そして行って来たわけでございますけれども、このように地方はますます不便になり、住みにくくなっている、そして東京だけがそういうふうな都合のよいようなシステムが完成をされている、そのことで福岡はオリンピックに名乗りを上げたわけでございますけれども、当然のように東京に敗れたわけございまして、これは今のそういうシステムの中では、当然なるべくしてなったものではないかというふうに思います。

格差は個人の所得格差もありますけれども、地域格差もそのように、どんどん地方は不便になり人が住みにくくなり、中央だけがどんどんと便利に栄えるのが今のシステムであるということを痛感したわけでございます。

前置きはこのくらいにいたしまして、通告書の内容に入りたいというふうに思います。

1点目は、町道上のJR踏切の拡幅についてでございますが、町道を拡幅整備して、大変

町道が立派になっているんですけれども、どこに行っても、二、三の例外はあるんですけれども、JRの踏切が昔のままで大変こう狭くて、交互通行でないと通れない、そしてこれは、JRとしては踏切を広げると危険性が高くなるということでそういうことをやっているのかもしれないけれども、脱輪をしたらば、かえって危険ではないかというふうに我々素人は考えるわけですね。

確かに昔から言われているように、官僚主義の日本においては、踏切一つ広げるにも、運輸省の、運輸大臣の判こが必要なんだということが昔から言われてきたわけでございますけれども、やはりこれは確かに厳しい今の官僚統制の中で、そういうものに対してなかなか難しいということは随分わかるんですけれども、しかし、町としてそれはほうっておいていいことじゃない、せっかく拡幅した道路が、その踏切において隘路になって有効に使えないわけでございますから、やはり一生懸命これはいろんな手続をして、この踏切を拡幅するように努力をすべきではないかというふうに思うんですね。そういう努力をどのように今までしてきたのか、これからはどのような努力をしていくのかということをお尋ねをしたいわけでございます。

2つ目の、町の行財政改革の大綱の進捗状況についてでございますけれども、過日、新聞の職員の増減数の一覧表、61市町村の一覧表を見てびっくりしました。福島県で61市町村のうちで、一番対17年度の職員増加数の多いのは、我が鏡石町なんですね。財政はどうかといいますと、この前は、財政実質公債費比率というものが出されておりますけれども、これによりますと福島県で4番目に数字高いんです。1番目はご存じの泉崎村、2番目は双葉町、3番目は矢吹町、4番目が我が鏡石町になっているんですね。このような財政が厳しい中で、ことし退職者1人もいないのに、4人も職員を採用しているということは、この行財政改革大綱との整合性は一体どうなっているのか、大変疑問でございますし、町民の多くからもこの辺を尋ねられますので、私はその答弁に困っておりますので、この辺を明確にお尋ねをしたいというふうに思います。

3つ目は、駅東開発計画の新計画についてでございます。町は10年の歳月と、県庁から課長4人ですが、4人2年交代で呼ばってこの計画の策定をしてきたわけでございます。既にあの地には10億円以上の町費が投入されているというものは、担当課の今までの、私どもの質問に対する答弁でも明らかになっているわけでございますけれども、この駅東開発を全面的に計画を変更するということでありますけれども、新しい計画の具体的内容を明らかにされたいということでございます。

この問題は私も、前回も質問通告をしたんですけれども、この事業計画の挫折といいますか、破綻ということですか、破綻ということで通告したらば、破綻を直せということだったんですけれども、それは議運としてあるいは越権ではないかと、私は議員として発言をする

議員発言自由の原則というものがございしますが、そういう権利があるんだということで修正を拒否をしましたところ、この通告書が一方的にカットされた。これはこれから後々私は問題にしていかなくちゃならない問題だというふうに考えているんですけども、こういう暴挙をされたわけですけども、問題の本質は何ら変わっておりませんで、これは町民にとって、特にその地域の地権者にとって大変大きな問題を含んでいるのでございます。

これは町民にとっては、町の発展はやはり人口をふやして、そしてこの鏡石の第3次、第4次総合開発計画でうたっている1万5,000人の人口を達成をするんだということのためには、何としても優良宅地の造成をいたしまして、そしてここに郡山などの通勤者を含めてたくさん誘致をして住んでいただいて、その人たちの税金負担あるいは宅地化をすることによって家を建てることによって、固定資産税の増収などが図られるわけでございますから、これは町の発展のために欠かすことのできない計画なはずでございます。

さらに地権者の立場から申し上げましても、この計画の変更によって、若干私は説明を聞いたんですけども、これから数十年かけて5つに分けて実行していくということでございますけれども、この過程の中で、例えばその所有者が亡くなった場合、ここは市街化区域だということで高い評価の相続税が課税をされるわけでございます。事業変更の説明会では、5,000万まではかかりませんからなんていうことを答弁したのも聞いておりますけれども、ここの所有をしている笠石の、特に笠石を中心とする方々は、市街化区域に大変立派な住宅などを持っている方でございますから、市街化区域に土地を持ち、住宅を持っていれば、そんな5,000万なんていうのはとうに、はるかにオーバーするわけございまして、これはこれからこの地域の人たちに大変な税の負担増を強いることになるわけです。しかし、ここは開発計画だということで、勝手に宅地にもできないわけです。そういう形で私権を制限しながら税金をどんどん取っていくという、そういうシステムができてしまったわけです。

これは、これから私は大きな裁判事件などが起きてくるのではないかとすることを想定されるわけでございます。

やはり私は、その地権者説明会で、プールなんか休んでもやるべきではないかと言ったら、とんでもないお門違いの発言をしてんなみたいな町長の話があったんですけども、決してそうではない。年間6,000万以上の赤字を出しているプールよりも、この駅東開発を進めることの方が、町の発展にとって重要ではないか、ましてプールにおいては六千数百万の赤字を出しながらも、利用者の8割は町外です。鏡石のプールを使えなくても矢吹のプールは使えます。私はそういう、はっきり言って、どちらを優先順位としなければならないのか、政治の選択が間違っているのではないかと私は思うんですね。ぜひこの辺の新計画について明らかにしてもらおうとともに、そういう面での責任をどう感じているのかを明らかにしていただきたい。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 12番、円谷寛議員の質問にお答えをいたします。

3番の駅東開発計画の新計画についてご答弁をいたします。

ご案内のように、駅東総合整備計画につきましては、駅東第1土地区画整理事業を核として、長期的な構想のもとに整備計画を進めることとしております。今年度、第4次総合計画の見直し作業に伴い、再検討をする予定であります。

駅東第1土地区画整理事業の計画変更につきましては、全体の施工面積は変えずに、町の財政計画に合わせた事業展開が行えるよう各種の見直しを行ったところであります。具体的には、大きな変更項目は4つほどあります。

まず、1点目が区画道路の変更であります。これは現道確保を基本といたしまして、全区画が接道要求を満たしながら、道路密度を削減するものであります。

2点目は、都市計画道路の変更であります。これは、一部整備済みの路線は現道を利用するというものであります。

3点目、換地計画の変更であります。これは現地換地を基本計画し、公共用地の集約換地を部分的に行うものであります。この場合の減歩率は前計画よりも縮減され、平均35%を予定しております。

4点目は、排水計画の変更であります。これは、建設に多額の費用を要する防災調節池の容積を、排水ルートの変更により縮小するものであります。さらに羽鳥用水路は現状ルートを利用することとしております。

以上、大きく4つの点から本計画の見直しを図り、事業費の削減と保留地価格の低減を目指しております。

また、これらとあわせまして事業地区内の土地利用についての見直しも行い、都市計画の用途地域変更につきまして、本事業のより一層の推進を念頭に規制を緩和するよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、その他については担当課長等の方からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） おはようございます。

12番議員ご質問の1番、町道上のJR踏切の拡幅についてご答弁を申し上げます。

現在、町道と平面交差をしている踏切は町内に9カ所ございますが、踏切内の車道幅員の内訳としましては、6メートルが2カ所、2.4メートル以上3.3メートル未満が6カ所、2メートル未満が1カ所となっております。

整備済みにより片側1車線で対面交通できる踏切は、町道堀米線の四街道踏切と、町道牧場線の開墾道踏切の2カ所であります。町道の拡幅整備済みにもかかわらず踏切が未整備となっている場所につきましては、久来石地区の堀向踏切と、鏡田地区の仲小屋踏切の2カ所となっております。利用者の方々には、互いに譲り合いながら安全に通行していただいているところであります。

町としましては、優先順位をつけて踏切拡幅の取り組みをすべきではないかとのご質問でございますが、未整備の踏切につきましては、整備の必要性から平成12年においてJRと現地調査をした経過がございます。踏切改修には相当な工事費が必要となることから、未整備の状態となっておりますけれども、今後も引き続き踏切付近の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） おはようございます。

12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町行財政改革大綱の進捗状況については、国において、地方公共団体における行政改革のための新たな指針の策定として、集中改革プランの策定を全国の自治体に求められたことから、町では現行の第2次行政改革大綱の見直しを平成17年度に行い、本庁における集中改革プランとして、平成18年度を初年度として平成22年度を目標年度とする5カ年計画を策定したところであります。

本集中改革プランの策定に当たり、平成15年から17年までの進捗状況等については、本年2月27日の臨時全員協議会に報告したところであります。今回の質問の職員採用による職員数の増加については、本集中プランに基づいたものであり、平成22年度末には98名とするための計画的な採用でありますので、ご理解を願います。

以上で答弁とします。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

町道上のJR踏切の拡幅についての答弁でございますけれども、建設課長、お金がかかるということだったんですけれども、これはどのくらいかかるか試算をしていますか。していればどのくらいかかるのか、1カ所について言っていただきたいし、町道整備されていると

ころで2カ所ですけれども、未整備のところでも、例えば高久田の一貫線に行く踏切とか、さらにはその手前の鹿島神社の入り口の踏切なども、道路の未整備とはいいいながらも、しかし道路の幅に対して著しく狭いわけですね、これも一つ一つやっていかなくちゃならないというふうに思います。やはりあのままでは脱輪事故などが起きて、かえって不安で危ないということが懸念されますので、これは費用を算出しながら、やはり予算は議会にかかるわけですから、そういう皆さんの了解を得て、これは急いで整備をされなければならない問題だというふうに思います。

2点目の、町行財政改革大綱の問題では、予定どおりだと言うんですけれども、非常にこの採用の波があるんですね、ずっと毎年見ていると。今年は4人、そしてない年はなかったり、何か傾向として町長選挙の年は多いんですね。4年前は6人も採ったね、その4年前も6人も採っているんです。こういうのはやはり疑念を生みますからね。厳にこれは憤っていかないと、疑惑を生じますからね。この辺は本当に計画なのか、そういうことと、もう一つは、22年度までに98名といいますけれども、本当にこの財政が予想以上に悪化してますね、そういう中で、こういう数そのものにも私は懸念を生じますね。

矢祭町の自主独立やっていますというあの意気込みなどを見れば、本当に半分くらいに減らすようなことをやっていますね、矢祭の根本町長は。そういう大胆な転換がないと、これから財政を健全化して自立の町づくりをやっていくなんてことにはならないのではないかと思いますので、同時に今の大綱を先取りするくらいにやっぱりやっていかないと、それまで何とか98名にできますくらいのことでは、ちょっとこの今の財政の状況を考えれば不十分ではないかと思うんです。この辺はやはり、総務課長は開き直りじゃないかというふうに私は思うんですね。もう少し謙虚にこの財政の状況をかながみれば、財政改革、行政改革大綱を先取りして上乘せをするくらいな意気込みを持ってやっていただかないと、この財政、県内で4番目の実質公債費比率ですね、これを踏まえて、町はこれからどうなっていくのか、大変憂慮すべき内容であります。

3点目は、駅東開発計画の新計画についてでございますけれども、都市計画道路の変更、これもやむを得ないか、金をかけないでやるのには、やむを得ないかと思うんですけれども、ただ、心配しますことは、やはりここにつくろうとしたのは優良住宅地なんですよ。優良住宅地をつくれれば、郡山あたりの土地は高いから、安くて、しかもこのJR鏡石駅から汽車に乗れば、16、7分で郡山に行くわけですね。それは、安く大量の優良住宅地をつかって、住民を、通勤者を鏡石に定住してもらおうだと、こういう計画で来たわけです。その辺に非常に大きな懸念を生じてくるわけでございます。

さらに、既につくってしまった道路がありますね。大変大きい道路、計画を一部先取りという形ですね、中学校のすぐ直前に広い道路、一部整備をして、こんな広い道路、県道より

も広いような道路、本当に必要なのかなと、最初私も思って見ていたんですけども、こういうものを既に投資をしてしまって、移転補償も払って。そしてあんな広い道をつくってしまったんですけども、そういうところの費用というものを、これからその区域、細かく5つに区切るといっても言っていますし、そういうものがどういう負担になっていくのか、大変大きな問題になってくると思うんですよね。

それから、これ公共用地が分散してしまいますね。役場の庁舎をつくるんだということで買った土地ですね。これはもちろん地方公共団体は目的外の土地を買いませんから、そういう目的があって買ったわけですね。その土地が5つの工区になれば5つに分かれてしまうんですね。そうしますと、その5つに別れた公共用地というものを一体どうするのか、これは非常に大きな問題になる、既にもう計画ではきちんと換地ができて、10年もかかって換地でみんな同意を得て、かなりの時間を費やして職員の皆さんも努力をされてつくってきたんですけども、それが全部ご破算になって新しい換地計画になるといって、これはまた大きな問題がいっぱい生じますけれども、その中でも、この公共用地が5カ所に分散化していくのはどうなのかという問題があると思います。

それから、いわゆるこの中に含まれている県の開発公社、平成20年度解散と言っていますけれども、ここの土地は一体どうなるんだと。これは開発公社の財産だから開発公社の勝手だというわけには、私はいかないような気がするんですよ。なぜかと申しますと、この開発公社には平成14年度に面工事をやって仕上げ、土地を渡すんだという約束があったわけですから、その約束を、町の計画変更で、財政難ということで一方的に町が変更してしまったわけですから、これはかなりの責任が問われるのではないかなと思うんです。その辺を一体どう考えているのかについて、再度質問をいたします。

以上です。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問にお答えいたします。

駅東開発計画についてでございますが、優良住宅地をつくるということで、この計画が当初構想ということで立てられたということは間違いありません。ご案内のように当初の総事業費が67億から8億ということで、この計画を樹立したわけであります。

しかし、再三お話しされているように、地方自治体の財政状況が、ここ五、六年から六、七年で急速に悪化してまいりました。地方交付税16億が、現在約10億から11億と、5億から6億減じている。減じられていると、我が町において。全国的にそういう傾向にあると、したがって、この区画整理事業についても、全国的に市町村が、あるいは区画整理組合が、

大変この事業遂行に難儀をしているということでございまして、この事業を進めるためにはどうすればいいかということで、先ほど答弁したように再検討をいたしました。そして68億の事業費を34、5億ですか、そういうふうに圧縮をしたと、圧縮をするためにはやはりこのグレードを下げざるを得ない、そういうジレンマがあるわけでありまして。

現在またこの地方には宅地が非常にだぶついております。郡山、須賀川、矢吹、泉崎、白河、この4号沿線だけでも非常に宅地がだぶついていると、そういった中で一遍にこの事業を立ち上げたときに、果たして保留地処分ができるのか、また個人の持っている土地の処分ができるのか、そういうことも総体的に勘案しまして本計画を変更せざるを得ないということは、再三議員もご承知のとおりであります。

そういった中において、4つの計画の中で今後進めざるを得ないと、その進める進捗の度合いも極めて容易ではないというのが現状であります。

したがって、公共の施設の用地として取得した用地についても分散される懸念があるということも事実であります。そういったことが極力この区割り計画の中で、なるべく完成の暁には、利便性が低下しないように検討しなくちゃならないということも考えていることでもありますし、さらに県の住宅供給公社の土地についても、約3.1ヘクタールあるわけでありまして、県の公社の方からもこれについての、町に買い取ってこないかというようなお話もございまして、それらの買い取り値段あるいは今までのいきさつ等々、今協議をしているところでございまして、これらについてもまだ即答できる段階ではございません。

ということで、非常にこの駅東開発計画については私どもも頭を悩ましているところでございまして。また地権者の方々に対しても、非常にそういう面においてはいろいろとご心労煩わせているんじゃないかということも考えております。

しかしながら、再三申し上げましているように、この事業を思い切って展開するということになりますと町が破綻してしまうということが明白でありますから、私はやはり慎重に進めざるを得ないということでもあります。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 12番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まず、1番の踏切の関係でございまして、踏切の改修にはどのくらい必要なのかということでございますが、先ほども申し上げたとおり、平成12年に調査をした当時の時点で1カ所、片側の改良でございますけれども、約5,000万ほど必要になるということで、当時調査をした経過がございます。

なお、議員おっしゃるとおり、一貫線あるいは高久田の鹿島神社の六軒村道踏切と申しま

すけれども、あそこの狭い踏切につきましては、現在高久田一貫線の道路の整備を実施しておりますのでこの高久田一貫線が開通の暁には、ある程度この踏切の交通も緩和するというふうに考えております。そういったこともございますけれども、引き続きまして今後も、町の交通対策協議会あるいは財政の方とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の再質問にご答弁申し上げます。

集中プランの先取りする姿勢で臨んでほしいと、そういうことで臨んでおります。これは定員仮についてであります。なお、この第1次行政改革再策定の中の実績報告をしてありますので、その中でも明記されておりますが、平成11年には118名が、17年では106名という12名の減の努力を図ってきております。

なお、このたび国の集中プランの指針が示されまして、国は5.7%の基準をして進んでおりますが、鏡石町は削減率7.6%の98名を目標として努力をしております。

なお、参考にございますが、98名という数字は、昭和54年4月1日の職員数に当てはまると、そこまでの人数になっておりまして、サービスを落とさないよう職員の充実の指導を図りながら町の負託にこたえていくつもりでございます。

以上で答弁とします。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） まず、踏切の問題ですけれども、やはり大変なお金がかかるということは予想されていたんですけれども、1カ所5,000万と申しますと大金ですね。今JRは全部これ地元負担ということになるわけでしょうから、やはり長期的に計画を立てて優先順位を決めて、一つ一つ改善をしていくということ、町として計画を立てて実施をしていくべきではないかということ一つ申し上げたいと思います。

それから、今総務課長、行政改革大綱プランで、国以上の目標を掲げているとかと言っていますけれども、問題は中身ですよ、中身。例えば臨時職員をふやしたり、コンピューター関係、大変な委託料が計上されていますね。ですからそれは、国よりもやっていますということ言っても、何か財政が悪いという今の町長の話もあつたわけですから、やはりそういうものはかれば、私はまだ開き直りみたいにしか聞こえないんですけれども、もう少し真剣になってこれは実施をしていかないと、財政の状況からいえば。私は、財政や行政にはバランスが大事だというふうに思います。要するに町の財政状況が悪いというこの状況と比べて、もっともっと財政改革大綱というものを強く進めなくちゃならない。その場合におい

て、ことしの職員数4名の新採はどうだったのかということ謙虚に反省をすべきではないかということでございます。

3点目の駅東開発の問題は、我々考えるには、あれだけ金をかけてきた計画でございますから、計画とは換地計画はそのままにして、そうすれば金はかからないです、もう換地できているんですから。片方から部分的に少しずつやっていった方がいいんじゃないか。年度にかかれば調整地の関係なんかには若干の修正が必要だし、道路なんかは補足することはやっても、もう少し今までの計画を生かしながら、今まで換地、設計、そういうものに対して大変なお金をつぎ込んでいる。そういうものを生かしながら、その道路の幅員を狭くするとか、あるいは大きな道路、あれはそのままにするとかいうことはやっても、基本的な計画を生かしながら、換地などはそのまま何とかできないのかということをお我々は感じるわけでございますね。

工事の進めぐあいについては部分的にやっても、今までせっかく県庁から4人もの課長を2年交代で呼ばって、そして町の職員が大変な労力を投入してつくった計画でございますから、そういうものを何とかそのままにしながら、この事業を進捗させることはできないのかということをお私は考えるわけでございますけれども、そういうことを考える余地はないというようなことなんでしょうか。もう少しその辺を丁寧に説明をしていただかないと、これから町は訴訟の対象にされかねないんですね。権限は、自分の土地の利用権は計画地域だから、勝手に利用、開発できませんね。そして片方では、税金は相続税は市街化区域というのは高くなりますから、大変巨額の税金は賦課をさせられる。この辺の矛盾、これは町がもたらした結果そういうしわ寄せというんですか、犠牲を強いるわけですね、その地権者に対して。

これはこれから、町が訴訟の対象にされかねないということをお危惧するわけでございまして、やはり私はそういう面から考えて、これはもう少し町が考えて、その計画をもっと熟慮をすべきではないか、確かにお金をかけて検討はしてきましたけれども、今までせっかくこれだけの年数とお金をかけて、労力をかけてつくってきた計画を、ここで一蹴をして、5つに分けて新しく設計、それから換地計画を全部練り直してやるということは、また新たに大変な時間を要するわけです。それよりも、あの計画に沿って縮小できるような道路を縮小したり、そういうことで部分的に道路の幅を狭めたりすることはやっても、基本的な計画を何とか生かせないのか、このことを最後にやはり強く要望いたしまして、再々質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再々質問にお答えいたします。

駅東計画でございますが、当初の換地計画約54ヘクタール、それ全部一括してやればこれにこしたことはないわけでございますが、再三今までも皆様方にご説明してきたように、それができないということでございますから、この換地計画というのは54ヘクタール全部事業が終わらないと、その方々のいわゆる登記にならないということでございます。

したがって、例えば50年、100年かかるかもしれない中において一括でやるよりも、これをさらに細分化して4つに工区を分けてやれば、その4つの中で換地計画が果たされるということで、しかも事業費を落としてやれるということで、先ほどのお答えをしたような内容になっておるわけでございます。

今までも、確かに年数をかけて、調査費をかけてこれをやってまいりましたが、今までかけたからこの事業を遂行しなくちゃならないということは、私も個人的にはそう考えておりますけれども、しかし、町民全体に責任を負う町長という立場になりますと、やはり勢いこの事業については極めて慎重に慎重にならざるを得ない。大多数の町民は、この駅東の地権者ではないわけでございます。一方、また地権者の皆様方も現存としておられるわけでありますから、そういうものをどううまくバランスをとりながらやっていくかということに、今非常に苦慮をしているということでございます。これからもいろんな意見を聞きながら、何とかこの事業を推し進めた中で推進していけるように、これからも努力してまいりたいと、このように考えているところでございます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 12番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

1番のJR踏切の関係でございますが、町としましては、先ほども申し上げましたが、引き続きまして踏切の状況等を把握しながら、優先順位と申しますか、改良の必要性があればその都度検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の再々質問にご答弁いたします。

鏡石町の集中プランの中で職員の定員管理について、その中での今年度の採用についてありますが、これにつきましては、先ほども今年度2月27日の臨時全員協議会でも説明しましたが、そのときも、1つは団塊の世代の職員が多く退職を迎えることを踏まえ、今後の人事管理の面、職階制の問題、そして年齢の構成、よって、計画図に基づいた職員採用を行ったということをお知らせしました。本日も改めて申し上げます。なお厳しい財政状況の中での

行財政改革集中プランであります。真剣に受けとめて日夜努力をしております。

以上、答弁いたします。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

根本重郎君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります、4番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

4番、根本君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） おはようございます。

4番の根本であります。

毎日毎日暗い出来事ばかりが続く中で、8月に行われました夏の甲子園でのさわやかなプレー、特に決勝戦での早稲田実業と駒大苫小牧のプレーではなかったかと思えます。さわやかにフェアプレーの闘いが多いの国民の心を動かし、感動を与え、さわやかな心とすがすがしい心、そして勇気を多くの国民の方々へと与えてくれたと思っております。

もう一つは、先週の9月6日にお生まれになりました秋篠宮家の悠仁様のことであると思えます。心よりお祝いするとともに、健やかなる成長をお祈りしたいと思っております。これらのことが少子化の歯どめに幾らかでも貢献することを期待するばかりであります。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、共同通信社等で行われました全国自治体トップアンケートについてであります。

これは直接選挙で選ばれた47都道府県知事、779市長、844町長、197村長、23東京特別区長の計1,892人あてに、5月下旬、調査用紙を送り、6市町村長を除く1,884人から回答を得た。回答率は99.7%で、43都府県は100%、県内では知事と61市町村のすべてから回答を得た。人口5万人未満の自治体が全体の約6割を占めるため、市町の種別や人口規模、地域、高齢化率などで分類、結果を分析した。

新聞報道によりますと、知事と県内市町村長を対象にしたトップアンケートでは、財政関係の質問に悲観的な回答が目立ち、将来不安にどう立ち向かうかが課題として見えてくる。財政状況の認識では、知事と35市町村長57%が、厳しい状況で今後も心配と答えた。2年前の前回調査では72%だったが、財政不安を抱えた自治体の一部が市町村合併に参加したことが要因と見られ、前向きな回答はさほど減っていない。財政懸念の要因として、歳出面では、知事と58市町村長が社会保障関係費の増大を挙げた。人件費の増大も15市町村長が指摘し、25%は東北最高、全国の19%も上回るが、職員の給与水準は44市町村長が妥当なる

水準としており、引き下げ必要と指摘したのは15市町村長にとどまる。知事はその他として、県内の民間給与水準をよりの確に反映するように努めるようにと特記した。いずれも給与引き下げより人員削減、採用抑制で対応する姿が見えてくるとありました。

その中で、18問のアンケートの結果が述べられておりましたが、次の4問についてお伺いいたします。

1つ目として、問い5にあります構造改革の影響では、よい方向が32%、悪い方向が65%になっていますが、どちら側に回答したのか及びその理由は何か。

2つ目として、問い6にあります三位一体の評価では、評価する19%、評価しない79.9%となっていますが、どちらに回答したのか及びその理由はどうなのか。

3つ目として、問い7にありました交付税制度は2つまでの回答でしたが、その中身はどうなのか。

4つ目として、問い9にありました公共事業費削減の評価について、33%が評価する、65.1%は評価しないとありました。これについての解答及びその理由はどうなのか。

ということでありますけれども、この質問の趣旨はやはり我が町のトップである町長が、いろんなアンケートあるいは報道、あるいは質問にどのように答えているのかということは、やはり町民の方々も知りたいというようなことがあるから、以上のような質問をいたしました。

次に、連日報道されております、子供に関係する暗い出来事の事件や事故がいかに多いかです。

表に出てきているものは、事件が大きくなってからであると思われます。小さいことも含めれば、その何倍にもなるのではないかというふうに思われます。そういう意味で、子供を事件や事故から守る方策を、全国でいろんなことが実行されていると思っております。しかしなかなか変わらないわけです。

そこで、以下の方策はどうかお伺いいたします。

1つ目として、家庭の中のことであります。

不審電話や電話調査等への対応はとありますけれども、不審電話あるいは調査等として電話を子供だけがいるとか、年寄りや年配の人がいるというところにかけて、その中を、内情をいろいろ聞き出すという手口が今結構広まっているようであります。それらの方の対応はどうなのか。

として、子供の服や持ち物に名前をつけているのかいないのかの指導というのは、知らない人がそばに来て、例えばその子供に名札がついているといった場合に、その名札を見てその子供に呼びかける。そうするとその子供は自分のことをよく知っているのかなというふうに安心をするというふうにもいわれております。そのような手口も結構多いというふ

うにも聞いておりますので、それらの対策指導はどうか。

として、子供が親と何でも話せる関係をつくるには、これは決算審査の中でも、この子供の問題、あるいは不登校の問題等、いろいろと各議員の方から出ました。やはり家庭の中で、子供が学校あるいは友達といろんなことを話せる環境というのは、家庭の問題であるけれども行政のかかわりも必要ではないかというようにも思っておりますので、これらはどのようにした方がいいのか。

次、2) 学校では、常に子供たちがどこにいるのかわかる方法を、親、教師がとっている、また、いじめ等があった場合、親、教師に伝えられる方法をとっているのか、これは先ほどの、子と親が何でも話せる関係というのとダブるかもしれませんが、学校ではうちに帰るまでに、例えば真っすぐ帰りなさいとか、道草はしてはいけませんよとか、そういうような、常に子供が学校を何時ごろ出たらば何時ころ、例えば親、児童館、あるいは放課後児童クラブ等に行くのが、親と教師は両方でわかっているのか。またいじめが昔も今もいじめというものはあったと思いますけれども、今はやはり昔のいじめよりかなり陰湿なものがあるというふうにも聞いておりますので、そのいじめというものが、例えば当人がいじめられたとか、そういうあれではなくて、周りでだれだれさんがいじめられていたというふうないじめ等があった場合、親、教師に真っすぐに伝えられる方法というのがあるのかどうか。

3) として、以前にも何回か質問したことがありますけれども、地域安全マップというのが作成されたかなというふうに思いますので、これはどういうふうなものなのか、あるいは配付はどのようにしているか。

次に、4) インターネット上では、サイバースペースの危険性や、メールサイトの利用に関するルールを教えているのか。結局サイバースペース、コンピューターシステムによって作成された仮想の世界という、そういうようなものであると思いますけれども、やはり子供はそのようなものにすんなり溶け込むというふうにいわれております。その中に溶け込んだがそこから抜け出せない、そしていろいろな個人の情報や、あるいは家庭の情報等を次から次へと知らせていくというふうな危険性というの、今あるわけであります。

メールもそうでありますけれども、今は中学生でもかなりの子供が携帯電話を持っていると思います。小学生も何割かは持っているというようにも聞いております。その中でやはり、メールの場合には、知らない人のメールというものはいろんな手口で今メールが来ますので、簡単に名前とか名字があるといきなりぽつとあけてみるということも考えられますので、そういうふうなルールを教えているかどうか。

以上で1回目の質問をおわります。

議長(菊地栄助君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 4番根本重郎議員の質問にお答えいたします。

全国自治体トップアンケートについてのお尋ねでございますが、この全国自治体トップアンケートにつきましては、共同通信社が加盟新聞社と協力して行ったアンケートでありまして、6月初旬に回答いたしました。2年前の平成16年3月にも同様のアンケート結果の発表がございました。

ご承知のとおりこのアンケートは、5年を超えた小泉首相による構造改革路線で地方分権や三位一体改革などがどう変化し、全国の自治体の首長がどう評価しているのかを問うものであります。

個別のアンケートの問いに対しての、私自身の回答とその理由についてのご質問でございますが、民間報道機関からのアンケートに対する回答内容については、興味本位で受けとめられる誤解を招きかねませんので、細部に対する答弁は控えたいと思っておりますが、これにかわりまして、これまでの地方分権や三位一体改革に対する考え方を述べさせていただきたいと思っております。

地方分権や三位一体改革につきましては、平成12年の地方分権一括法が施行されたことに伴いまして国政の重点として推進されてきたものであることは、ご承知のとおりであります。この改革の要因は、1つには行政システムの改革としての中央集権型のシステムの改革であり、2つには東京一極集中の是正、3つに変動する社会経済の対応としての行政のスリム化を初め、国、県、市町村の業務の明確化、4つに少子・高齢化社会への対応が挙げられております。また、地方分権推進法では基本理念として、1つに、国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にすること、2つに地方公共団体の自主性、自立性を高めること、3つに個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること等としており、変わることをキーワードに各種政策が展開されてきました。三位一体改革や地方分権改革の大きな柱となっている市町村合併もその一つでございます。

しかし、現在の市町村のおかれている状況はどうかといえば、人口が集中する都市部と、高齢化が加速する地方都市と農村部、さらに交付税削減により厳しさを増すばかりの地方財政、格差社会の増幅など、全国自治体の市町村長がどう感じているのかは、今回のアンケート結果でおわかりいただけるものと思っております。今後さらに厳しいものとなることが予測される地方行政運営に対し、責任ある者として、地域の財産を生かし、いかに元気のある地域、そして住民を育てるかが、これからの行政の責任であると考えております。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 4番議員のご質問にお答えをします。

子供を守る方策ということで、家庭に不審電話や電話調査への対応を子供にどう指導しているかということだと思いますが、不審電話や電話調査への対応については学校で、家庭に親がいる場合、親がいない場合の対応の仕方などを指導しております。

また、不審電話や声かけなどが発生すれば、児童生徒を通して保護者にその事実をお知らせして、情報の共有を図り注意を喚起しているところであります。

次に、子供の服や持ち物に名前をつけているかどうかというご質問ですが、学校で使用する持ち物については基本的に名前をつけております。名札についてはつけない学校、校内だけつける学校など、学校により違いがあります。なお、家庭生活で名前をつけるつけないは特にお願いをしておりません。

子供が何でも話せる関係ということですが、今、青少年育成町民会議の活動や家庭教育学級の開設などを通して、子供が何でも話せる明るい家庭づくりを啓発するとともに、学校では懇談会や授業参観、学校便りなどで明るい家庭づくりを呼びかけているというところであります。

次に、子供がどこにいるかということですが、またいじめについてであります、登下校の安全は指定された通学路を集団で通学することや、孫見守り隊の皆さんのご協力、さらにはこども110番の家、また、こども110番のくるまなどのご協力をいただいて、安全について対応しているところであります。

学校では、帰宅後に家族がいるかどうかということについては把握をしておりますが、細かな居場所確認は各家庭をお願いしております。昨今GPS機能を搭載した携帯電話等も有効とは思いますが、個々の対応にゆだねており、現在、総合的な計画は持っておりません。

いじめがあった場合の親や教師に伝えられる方法ということですが、いじめの発見は、ケースによっては発見が困難なものもございます。教師や親が子供の小さな変化を見逃さないということに対応しているところであります。

次に、安全マップということですが、地域安全マップは犯罪機会論の視点から場所に注目して犯罪被害を防止しようとするもので、入りやすい場所、見えにくい場所などを表示したものということになります。小学校では、学校、保護者が協力し、通学路危険箇所を表示した安全マップを作成し活用しております。また、これらも含めた町全体の地域安全マップを現在、作成中であります。

次に、インターネットの危険性ということですが、このご質問は、平成16年6月第5回定例議会で4番議員から質問をされてお答えをいたしました。全く同じお答えで申しわけありませんが、各小中学生にはインターネット利用におけるガイドライン、インターネットを使うときに守らなくてはならない約束という冊子がございます。これを各家庭に配布

をいたしまして、お父さん、お母さん方に読んでいただき、また子供が読めるように振り仮名もきちんと振ってありますので、これによって対応していただいているところであります。学校のパソコンについては、何度もご説明しておりますが、学校のパソコンは全部県の教育センターに接続されております。したがって、子供たちが別なサイトに接続しようと思っても接続はできないということになっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

木原秀男君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります、8番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

8番、木原君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 皆さん、おはようございます。

8番議員、木原秀男でございます。

平成18年9月13日、第14回鏡石町議会定例会の最終日一般質問のトリを務めさせていただきます。

通告に従いまして質問させていただきます。

最近ですが、8月29日のあぶくま時報、新聞によりますと、鏡石町南部工業団地の工場用地、土地売買契約の調印式は茨城県美浦村の會田金型製作所に売買契約済みにより、町内すべての工業団地の分譲が終了したとの報道がありました。地道な努力が実ったわけでありませんが、本当にご苦労さまでございました。所管の方々には御礼申し上げたいと思います。

しかし、次の日の、やはりあぶくま時報報道によりますと、実質公債費比率という目新しい熟語の記事が載っておりました。須賀川市14%、鏡石町22.7%、天栄村は12.6%と数字がありましたが、これは原文のまま読ませていただきますが、この比率は、今年度から新たに始まった地方債協議会制度の指標です。自治体の収入に対する借金額の過去3年間の平均値を明らかにすることで、自治体の借金の状態を実態に近い形で数値化することを目的に創設されたとあります。比率が高いほど借金返済の負担が大きいことをあらわしております。

今回の発表は、平成15年度から平成17年度の決算分までの3年間の平均数値ですが、速報値のため、今後の精査次第では変更される場合もあります。国や都道府県の許可がなくても、原則として大臣や知事の同意があれば地方債を記載できる比率18%未満の自治体は、須

賀川岩瀬地方。須賀川岩瀬地方では須賀川14%と、天栄村12.6%です。地方債発行に知事の許可が必要となる18%以上を示したのは、鏡石町22.7%となっております。

以上が原文のままですが、この表面の数字を見ただけでは、町民は心配するのが当たり前でございます。我々は全協やいろんな面で書面にて説明を受けましたからわかりませんが、町民はその実態を知りませんので、町あるいは我々もそうですが、機会を見つけて広報等で町民に説明する義務があると思っております。

以上、よろしくその辺はお願い申し上げたいと思います。

9月の声を聞きますと、次期後継者はだれだれとか騒々しくなっていりましたが、その中でも気になることは、やはり消費税やその他の増税の値上げの問題でございます。3%とか5%あるいは7%、あるいは10%とか、いずれは欧州並みに20%、25%になるとか、この国の偉い方々は勝手なことを言っておりますが、我々にとっては理解できないことでございます。

昭和62年ですが、時の内閣総理大臣竹下登氏は、消費税を導入するとき、こう叫んでおりました。国民に向かって、福祉国家日本をつくるために消費税を3%導入させてくださいと声高らかに叫んだことを、私は今でも鮮明に覚えております。その当時は、福祉国家日本をつくるのであれば3%くらいはやむを得ないのではないかというような、多くの国民の反応でございました。

ところが消費税3%が導入されたのは昭和62年ですから、あれから20数年たっておりますが、20数年後の現在の日本の姿はどうでしょうか。国の借金は約850兆円ともいわれております。福祉国家どころか借金王国日本をつくってしまったのではないのでしょうか。財政危機になりますと、日本の政治家はすぐ簡単に、容易に増税という問題が起こります。自分たちの責務はどこへ行ってしまったのかというふうなことで、怒りを感じております。

そもそも明治以来の我が国は中央集権、官主導の国土政策、地域系を続けてまいりました。とりわけ戦後復興から高度経済成長までにおいては、国の旗振りによって公共事業主導の地域開発や都市開発が加速し、地方においても補助金事業やモデル事業により、いわゆる箱物行政ですが、公共施設整備に拍車がかかり、いつしか官尊民卑の風土が生まれてまいりました。そして官のおごり、民の甘え、あるいはお上任せ、あるいはお上頼みの風潮や利権誘導、官民癒着の構造が形成されてきましたことも事実でございます。

ここにきて日本は、戦後六十数年、制度疲労を完全に起こしております。例を挙げれば、国の税金むだ遣い936億円、全国の社会保険事務所での国民年金保険料不正免除の問題、30都道府県で132件、簡易保険関係のグリーンピア売却の損失3,682億円、そして兵庫県労働局の不正裏金5億4,000万円、この裏金は北海道に端を発しておりますが、まだまだあります。

日銀の出張旅費不当支給の1億円、都道府県におきましては、不当な特殊手当支給401億円、そしてクライマックスは岐阜県の不正裏金、12年間で17億円、それも県教育委員会を含む元知事、副知事も絡んでおります。うち4億4,100万円は職員の飲み食い代、そして2億円は退職職員の饞別や慶弔費、タクシー代にと、あげくの果てには400万円を焼却処分しておりますと言っておりますが、私は信じておりませんけれども、元知事もこの裏金を借用して、いまだに返していないというふうなことでございます。これでは岐阜県民は税金を支払う必要はないと思っております。

まだまだ改善すべき点はございます。国会議員の定数削減あるいは国会議員の海外調査費名目の海外旅行、国家公務員の5%削減、役所関係の天下りや不正入札、賃金の官民格差の是正、大きいのはODA海外援助資金の見直し等々、これらを改革すれば、消費税やその他の税金を上げなくて済むはずでございます。まずこれから先に改革いただければ、国民も値上げはやむを得ないというふうなことになるのではないのでしょうか。

言いたいことはまだまだありますが、このくらいにしておきますが、また、9月2日の読売新聞にちょっと出ておまして、長野県の新しい知事村井さんは、みずからの任期に限り退職金、4年間務めたとしての退職金でございます5,184万円は要らないと発表されております。ちなみに、県知事の退職金で一番高いのは千葉県、1位千葉県、2位長野県です。そして前田中知事は2期で退職金7千数百万円だそうでございます。知事の退職金の廃止は宮城県だけであります。

前置きが長くなりましたけれども、質問に入ります。

1つ、温水プールの運営について。簡単なようですが、一番大事な問題だと私は思っております。

またしても起こしてはならない水難事故が各地で起こっております。毎年夏のシーズンになりますと、どこからともなく水の犠牲者が出ます。今の我々以上、50歳以上の方々は、川で遊んだり泳いだりした経験があると思います。今は川が汚れていることもありまして、危険だから近づくなと、外に出るな、外に出すなと、危ないことはするなという風潮がございまして。悲惨な水難事故は、水の楽しさ、危険さを知らない今の子供たちの方にばかり責任はあるとは私は思っておりません。どこかでこういうふうな水の危険さを教えてやる必要は、大人の責任ではないかと思っております。

しかも安全を売り物にしている市営流水プールでの事故でありまして、完全に人災であると私は思っております。給水口のふたの一部をボルトのかわりに針金で固定していたといいましますから、あいた口がふさがらないわけでございます。それも六、七年前からそのようにしておいたというふうなことでございます。ふたが外れているということを遊泳中の子供が見つけた、プールサイドにいた監視員に報告をしたら、遊泳中の子供に監視員は呼びかけた

だけで、なぜ遊泳禁止の措置をとらなかったのだろうか、残念でなりません。遊泳中の子供が監視員に報告をして、マニュアルどおり、研修を受けているとおりにそういうふうな処置をとれば、このような大事な事件は起こらなかったと思っております。

子供の心理状況を考えれば、夢中で泳いでいる子供にはどんな声をかけても全く聞こえないことは、子供を預かっている人はだれでも知っております。人の命を預かり、また接する人たちは、人命尊重を常に第一にやらなければならないと思っております。

ここで質問申し上げます。

町の温水プールについてでございますが、1つ、事故対策は万全であるか。もちろん安全マニュアルは全監視員熟読しているのか。また、事故が起こった場合を想定して、救命訓練等しているのかであります。

2つ目、町民温水プールですが、起こった場合の損害賠償はどこで責任を持って支払うのか。要するに当局で支払うのか、下請で支払うのか。町のプールの場合ですね。

1の3)、民間に委託した場合の行政側のチェック体制はどのようになっているのか。

1の4)、学校プールと公営プールで、2,399カ所以上で安全管理上の不備が見つかっておりますが、町のプール等への指摘はなかったのか。

1の5)、温水プールの指定管理者制度の適用については不安はないのかであります。

大きな2番、青少年健全育成についてであります。

町の健全育成町民会議のキャッチフレーズは、みんなが主役の町づくりと、駅の東側の看板にあります。大人が変われば子供も変わる、これは県の青少年健全育成町民会のキャッチフレーズでございます。青少年の育成、そしてあらゆる大きくなるまでの過程は大人の責任であるということは、だれしもが知っておることでございます。

地域の子供は地域の人たちで守り育てる、これは昔からの私の信念でございますが、昭和60年2月28日スタートの町青少年健全育成町民会議は、23年経過しております。17年度もファミリーふれあいウォーキングや子ども会親善球技大会、少年の主張鏡石大会など、約90万円をかけて実施しておりますが、健全育成というものは時間がかかりまして、腹が減ったところに食事をしたようなわけにはまいりません。百年の計がかかるとも思っております。子供の心の問題としては、20年前よりどのように変化してきたのか。体の問題としては食生活がよくなり体は大きくなっておりますが、基礎体力が落ちております。そして家庭の問題といたしましては、複雑な家庭環境が子供に影響を与えております。環境問題といたしましては、社会全体の利便さの追求により、ハングリー精神やチャレンジ精神が欠乏しております。今後の町民会議の心の育成、体の育成について何か違った政策があれば、お尋ね申し上げます。

3、マレットゴルフ場建設への提案についてでございます。

通告書を見れば、マレットゴルフ場の建設へのなんて、こういうふうに書かれておりますけれども、マレットゴルフ場の「の」は省いてもらって、マレットゴルフ場建設のというふうなことでよろしく願います。これは私のミスと思います。

人間は一生勉強しなければなりませんけれども、それよりももっともっと大事なものがあります。それは健康でございます。体を動かすことによって、足腰の体、脳初め体内機能を活性化させ、そして健康のありがたさや大切さがわかってまいります。老若男女の皆さんが朝な夕なに鳥見山地区を中心に散歩を楽しんでおるのは、自分の健康が大事であるからというふうでございます。それがひいては予防医療として医療費の削減につながるわけでございますが、ニュースポーツではありませんが、以前からあったスポーツでございますマレットスポーツ、マレットゴルフという競技でございますが、この辺では旧岩瀬村が発祥の地となっております。このマレットゴルフという中高年にとっては強くもない、弱くもない適度の競技の種目は、それも自然の景観を利用し、そして起伏に富んだ地形を好みますが、自然とともに森林浴にもなり、笑顔が絶えないスポーツでございます。健康を絵にかいたようなニュースポーツと言われております。ゴルフでは時間と経費がかかり過ぎると、ゲートボールでは弱過ぎるという、ちょうど中間的なスポーツではないかと思われまます。私も旧岩瀬村では一回プレーしたことがあります、実に印象に残るスポーツでございました。経済面といたしましてはスティックとボール関係が7,000円くらいでありますから、あとはかからないというふうなことで、自然を利用したコースが欲しいということでございます。そのコースも起伏に富んだコースといえ、やはりふれあいの森というふうなことでございますが、旧岩瀬村では八幡岳と悠久の里と2カ所にあるようでございます。

競技内容といたしましては、9ホールないし5ホール、時間はやはり30分ないし40分というふうに伺っております。個人戦も団体戦もでございます。競技人口ですが、競技人口はやはり岩瀬村が一番多く約300人、須賀川市が約150人くらい、そして鏡石町では、今のところ愛好会が十数名というふうに聞いておまして、深内の数人が須賀川市のグループに入っているようでございます。あとは会社関係でも少し動きがあるような話を聞いております。

マレットゴルフ人口は非常に今のところは少ないですけれども、今後、老若男女、健康にとっては非常にすばらしいスポーツではないかと思っております。ぜひふれあいの森の方に場所提供をお願いしたいと思っております。

造成費関係ですけれども、そんなにかからないと。岩瀬村の場合は地元の業者の好意により無料で造成していただいたということで、金をいただくほどではないということ聞いております。維持費としては、年数回砂をまき、コースを調整するようですが、これももちろんボランティアの作業だそうでございます。

ひとつ、マレットゴルフ愛好会のメンバーをふやすためにも鏡石町につくっていただき

く、建設していただきたくお願いします。

これで第1回の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、木原秀男議員の質問にお答えいたします。

マレットゴルフ場建設の提案でございますが、ふれあいの森にマレットゴルフ場を建設してはどうかというような問いでございます。

ふれあいの森公園は町唯一の森林公園として、自然に親しむ場としてキャンプ、子供会等のレクリエーション、森林の散策等で多くの皆様に利用されているところであります。また町内では、現在生涯スポーツとして町内愛好者によるバウンドテニス、グランドゴルフ、インディアカなど、各種大会が町民の方々を対象に開催されており、だれでも取り組めるスポーツとして普及されているところであります。

今回質問のマレットゴルフにおいては、須賀川市の岩瀬地区を中心に多くの愛好者により普及されております。町民の方々の中にも愛好者がいて、他市町村との交流を図りながら和気あいあいの中でスポーツを楽しんでいる姿は、まことに結構なことであります。

さて、ふれあいの森のマレットゴルフ場建設につきましては、今後マレットゴルフ率の高まり、町内の愛好者数の推移を見守るとともに、現在のふれあいの森施設利用者との整合性を図れるか、形状の変更を伴わないコース設置が可能かなど慎重に見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 8番議員のご質問にお答えをします。

温水プール関係でございますが、各地の水の事故が発生しまして大変心を痛めておりますと同時に、プールを初め多くの施設を管理しております立場からも、なおなお心を引き締めて当たらなければというふうに考えております。

安全マニュアルについてですけれども、安全マニュアルは温水プールの事務室と監視室に常備してありまして、いつでも確認できる状態になっております。また、新たに雇用した職員、それから臨時職員に対しては、マニュアルについて1週間の研修を行った後、監視業務に当たるといふことにしております。

また、プールの事故は命にかかわるといふことで大変重大なことになりますので、緊急時の心肺蘇生術を含めた救命訓練やマニュアルについて、従業員が月2回の実務研修を実施し

ているというところであります。

それから、温水プールでの事故の損害賠償ということではありますが、事故は決して起こしてはいけないということになります。万一起きてしまったという場合には、契約に基づきまして監視業務を受託している業者が支払うということになっております。

また、公の営造物の設置や管理の瑕疵によって利用者に損害を与えたというときには、これは国家賠償法によりまして地方公共団体に損害請求ができると、賠償請求ができるということになっております。

次に、民間に委託した場合の行政側のチェック体制ということですが、現在、町民プールの監視業務等の委託に対してのチェック体制は、業務日誌と機械設備業務日誌によりまして毎日報告を受けて、その点検状況を確認するということになっております。また業務の実施状況につきましては、職員が週1回現場確認ということで行っております。

また、けがなどが発生した場合には直ちに教育課職員に報告をするということになっておりまして、その職員の指示によって対応するという状況になっております。

学校とか公営プールで2,399カ所の不備ということでご質問がございました。小中学校のプールにつきましては、毎年使用前に専門業者が、ろ過器の点検と同時に吸水口等の点検を実施しております。なお、今回の事件を受けまして、職員が再度点検を実施しましたが、不備等はありませんでした。また、温水プール等の吸水口も今回再確認をしましたが、異常はありませんでした。施設の点検体制や安全管理体制も含めて県に報告をいたしました。指摘事項はなかったということであります。今後はなお一層、安全管理に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

それから、青少年の健全育成についてであります。次の世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長するということは、町民すべての願いであります。るる事業を実施しておりますが、何か目新しい事業ということがございますけれども、今までどおり町民会議の活動あるいは家庭教育学級の活動、アドベンチャークラブ等の活動、TPT活動などを通して、それぞれ子供たちの啓発活動を推進していくというところであります。

また、平成12年度から乳幼児を持つ保護者に家庭教育ノートを配布しております。それから小中学校の保護者には家庭教育手帳を配布して、子育てやしつけの参考にさせていただいているほか、小中学生には心のノートを配布しまして、授業で活用しながら心の教育などに取り組んでいるところであります。

また学校においては体育活動のほかに、小学校の特設クラブ、中学校の部活動、さらにはスポーツ少年団活動を支援するなどしながら、体位の向上にも取り組んでいるというところであります。

1つ抜けましたので、追加をさせていただきたいと思っております。

指定管理者制度の適用で、その温水プールに不安はないかということですが、指定管理者に委託する場合には、募集要項や管理業務水準を示した仕様書、また契約に基づく実施状況のチェック、さらには外部監査等をするようになっておりますので、現在の管理水準は確保できるというふうに考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 議事の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時57分

開議 午後1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

温水プールの運営についての1)と2)と一緒に質問させていただきます。事故対策は万全かでありましたが、答弁は、月2回研修しているというふうな答弁をいただきました。問題は内容なんですけれども、大体温水プール、そういうふうなものでは人命を預かっておりますので、常識としては毎週もしくは毎日チェックしていてもおかしくないというふうなところでございます。

埼玉県ふじみ野市大井プールの場合は、市からプールの運営業務を6年連続で受注して、金額1,780万円ですが、その会社が別会社に、市側との契約に違反して下請に出していたといえます。下請の契約はしていなかったというふうなことです。その下の下請会社、下の下ですね、京明プランニング社は、プールの監視員、アルバイト13人、もちろん救命、先ほどいただきました、うちの方ではやっておりますけれども、この埼玉の方では救命、救急などのマニュアルなどは全然なく、研修もなかったと、毎日の点検などは説明も受けていなかったというふうなことを言っております。オープン以来一度も点検は行っていないと。こういうふうな人命を扱う流水プール、町のプールでは珍しいことでございます。

質問します。我が町の温水プールの委託会社は、今言われました研修月2回くらいというふうな話でしたが、専門家による専門的な指導も受けているのかどうかということでございます。心臓関係の事故もあってはならないことですが、なきにしもあらずではないかと思っております。温水プールで起こった事故、損害賠償は、答弁は、受託会社が支払うというふうに答弁いただきました。

2004年7月に、会津坂下町の町民プールにおきまして幼稚園児青木美澗ちゃんがおぼれ死んだ事故では、3,400万円の損害賠償を町側が支払っております。この事故は2004年7月26日、深さ約1.3メートル、プールの底に台が敷いてあり、一部分水の深さを調整する幼児用レーンで起こった事故であります。このプールでは、幼児の安全のためにコースロープを敷いて仕切っておいたのですが、事故当日はロープは修理のために外されており、何も仕切りがないところで、幼児は監視員と一緒に来ていた祖母の目の前で、一瞬目を離れたすきに深い場所でおぼれ死んだ事故であります。この事故は、監視員は町で雇ってありましたアルバイト生の監視員だったそうですが、これは直接町で雇ったわけではございませんでしたが、町としては払うのは当然だというふうなことの裁判が出まして、3,400万円を払ったわけでございます。

我が町の温水プール契約に関しては、ただいま受託会社が払うということをお聞きしましたが、契約上そういうふうになっているのか、また下の下に出している事実はないのか、2つお尋ねします。

それから、1の3)、民間に委託した場合の行政側のチェック体制についてであります。答弁は、業務日誌毎日、職員1回というふうなご答弁をいただきました。文科省では毎年、学校プール事故防止についての通知について、都道府県教育委員会を通して各市町村教育委員会に通知していると、安全について言っておりますが、行政側としては通知の存在を知らなかったとか、他の業務に追われて防止器具を発注し忘れたというような行政側の回答も見られました。どっちもどっちですが、自治体の通知文を送るだけの通知行政。通知行政の実態と限界を暴露したような感じがいたします。

こうした事件、事故を1つでも減らすには、行政側と民間側が責任を持って、一人一人が自分の仕事の重大さを認識し、仕事への使命感を持ち、意識革命を徹底するしかないと思っております。通知行政に関して、今後どのような対応を考えているのか、チェック体制は万全か、再度伺いたいと思えます。

1の4)は、新聞等というふうな指摘でありましたので、パスします。

1の5)、温水プールの指定管理者制度の適用についてでございますが、2001年6月、いわゆる骨太方針で公共サービスの提供について、民間にできることはできるだけ民間にゆだねるといふ答申のもとに2003年に導入活用が全国で急増し始めている指定管理者制度は、極めて独特な制度でございます。

条例の定めるところによりますと、民間団体に公の施設の管理を行わせることができるとしながらも、その条例に、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めると具体的には規定されており、指定管理者の指定は議会の議決を経なければならないとされております。つまり2度の議決を経なければならないとい

うふうなことでございます。管理委託契約から、行政側からの一方的な決定と監督への転換というふうなことでございます。

料金については、受託者の収入とする利用料金制度や、利用料金の決定においては、受託者の自主的判断を尊重する承認料金制度も91年改正から引き継がれております。要するに今般の改正は、多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用し住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを主目的としております。ですから、指定管理者になった営利企業は、利益追求のために、本来は必要なサービスでも、もうからないのにそれを気にしていたり、利潤を上乘せした料金設定をするのではないかという懸念もございます。むしろサービス水準を維持向上させながらコストダウンを求めることもでき、業者にとってはメリットもあるはずでございます。

初日の会議にも申し上げましたとおり、公の施設は所有権は地方自治体にありますが、公共施設は役所のためにあるのではなく、公共施設は税金を支払う町民のためにあるということでもあります。

民間でいえば、まだまだ月賦も残っており、人に渡すということは考えられないというふうなこともございます。指定管理者制度が導入された、これ幸いに、このような指定管理者制度への方向に向かうのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

青少年健全育成についてでございますが、再三、前の議員からもありました、やはり高校野球、あのいちずな姿がすばらしい青少年健全育成にはヒントになるのではないかと感じております。高校野球の最後の優勝監督のインタビューが頭に残っておりますが、努力しただけの大きな花が咲くと、環境の不便さが考える力をはぐくむ、練習はうそつかないと、全員で考える野球が花咲いたと言っております。真剣に話し合えば必ず何か返ってくる、生徒は僕の教科書ですとも言っております。ここに、我々も子供を育成する中では何かヒントがあるのではないかと感じております。青少年健全育成二十数年、子供の心としては何か変化、それとも成果らしきものが見られましたかどうか、お尋ね申し上げます。

マレットゴルフ建設依頼提案の件ですけれども、慎重に検討していただくというふうな回答をいただきました。もう一度言いますが、これはコース的には、造成関係は自分たちだけでもできるというふうな、非常に簡単な地ならし作業くらいで済むような造成でございます。その辺も1つつけ加えさせていただきますが、そして場所さえ提供していただければ、自分たちでももちろんボランティアで造成したいというふうな考えも持っております。こういうふうなマレットゴルフの人口は、愛好会を中心に約15名、十数名というふうに伺っておりますが、できるだけ早くということでは申しわけございませんが、どの辺の期限くらいまでがその検討の対象になるのかお伺い申し上げます。

これで2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、木原秀男議員の再質問にお答えいたします。

マレットゴルフ場建設でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、このふれあいの森森林公園の中にといい希望があるわけでございますけれども、その機能等いろいろあると思いますので、その辺を検討させていただきたいということで、先ほど申し上げました。

現在十数名ということでございますが、隣の岩瀬、須賀川にそういった場がございますので、当面そちらの方でやっていただいて、150名くらいになったら鏡石町で検討するというのもまた方法かなと思いますが、お互いのこの、公共施設も何でかで自分の町で必要だということじゃなくて、隣で利用できるものは、ある程度利用した方が有効的な利活用になるのではないかと、そういうことも考えながら、このマレットゴルフ場については検討させていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 8番議員の再質問にお答えを申し上げます。

監視員のマニュアル関係についてであります。専門研修はどうかというような内容でございますが、専門研修というのはどういう研修か、ちょっと想像しがたいわけですが、今、各監視員が持っている資格をちょっと申し上げます。

水上安全法に基づく赤十字の資格ですね。それから救急法指導員の資格、福島県遊泳用衛生管理者養成講習資格、それから普通救命講習2資格、ウォータースライダー講習資格。そういうものを持っている職員が16名ほどおります。今、心肺蘇生法の講習なども除細動器が入りましたので、それらも講習を受けているという状況であります。

それから、あと損害賠償のことがご質問ありましたけれども、損害賠償は先ほど申し上げましたように受託をしている業者さんですね、その業者さんが払うことになりまして、聞くところによりますと、1件1億円の保険に加入しているということであります。

それから、通知行政というようご質問がございました。私たちは今、非常にいろんな通知が舞い込んでまいります。それらの通知をどういうふうにするのということですが、やはり私は具体化することが一番ではないかなというふうに思っております。自分の町の施設とか状況に合わせて、その通知が具体的にはどういうことをすればいいのかということ、いわゆる具現化するといえますか、それに基づいて自分のところをチェックする、あるいは指導するというということではないかなというふうに思っております。

それから、指定管理者制度でその意味というようなことですが、指定管理者の募集要項等、今素案をつくって検討している最中ですが、やっぱり効率的な運営に資すると、それから利用者に対してよりよいサービスをさらに追求するというのが、一番の目標ではないかなというふうに思います。

それから、健全育成の成果ということで、大変これ、形にはあらわれないことではございますが、私は一人でも多くの子供たちが健やかに成長するという方向で全般にわたって心を砕くということではないかなというふうに思っております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の再々質問の発言を許します。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再々質問させていただきます。

青少年健全育成についてでございますが、時間もないので簡単にまとめたいと思います。

思い出しますが、米国の元クリントン大統領でしたが、当時の年頭教書で最重要課題として、経済面でもなく、軍事面でもなく、家庭の教育が大事であると述べておりました。より強い家族愛、より強いきずな、家族のきずなというふうなことを述べられておりましたが、それほど家庭教育は大切でありまして、国の将来を左右するというふうなことを強調されておりました。現ブッシュ大統領も、伝統的な結婚と家族を支援するために予算化しているほどでございます。イギリスのブレア首相も、両親のそろった健全な家庭づくりを訴えております。結婚や家族を守るべきであると強調した裏にはやはり国の評価、いろいろな面でそれは基本的には家族の強いきずなが必要であるというふうなことでございます。

我が町の青少年健全育成も、できれば予算もございましたらば、予算はないでしょうけれども、予算が組めるものでありましたらば、町内ばかりの研修指導ではなくて、たまには沖縄北谷町とかとの交流に出て、そういう異風文化を感じながら教育されるというふうなもの一つの方法ではないかと思っております。百年の計でございますので、どうぞよろしくご指導のほどお願いします。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 8番議員の再々質問にお答えを申し上げます。

確かに町内でいろいろと事業を組んでおりますが、そういったことが許されれば、さらに町外に出ての研修等も計画できれば幸いであるというふうに思います。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで議事運営の都合で暫時休憩いたします。

休議 午後 1時23分

開議 午後 1時45分

議長（菊地栄助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） ここで、議事運営について議会運営委員会委員長の報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

第14回鏡石町議会定例会議事日程〔第3号の追加1の変更〕平成18年9月13日（水）午前10時開議。

日程番号、件名。

第1、一般質問。ただいま終了しました。

第2、認定第4号 平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員長報告。

第3、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第4、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について。

第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

第6、議案第218号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

以上であります。

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長報告のとおり、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

決算審査特別委員長報告（認定第4号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、認定第4号 平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定に

ついでにこの件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔決算審査特別委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（決算審査特別委員長 根本重郎君） 平成18年9月13日鏡石町議会議長、菊地栄助様。平成17年度各会計決算特別審査特別委員会委員長、根本重郎。

平成17年度各会計決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成18年9月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日。開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。平成18年9月7日、午前10時、午後4時5分、委員全員、議会議室。平成18年9月8日、午前10時、午後4時50分、委員全員、議会議室。平成18年9月11日、午前10時、午後4時20分、委員全員、議会議室。説明者、町長、助役、教育長、各担当課長、グループ長、職員。

付託件名。認定第4号 平成17年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成17年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成17年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は認定すべきものと決した。

審査経過。町長、助役、教育長、課長、グループ長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は別紙の配付のとおりです。平成17年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。平成17年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

本決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計の11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

本歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、認定第4号 平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） 報告いたします。

平成18年9月13日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、今泉文克。

陳情審査報告書。本委員会は、平成18年9月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。
記。

開催月日、平成18年9月6日、開議時刻、午前10時、閉会時刻、午前11時22分、出席数、委員全員、開催場所、議会会議室、説明者、総務課長、総務グループ長。

付託件名。陳情第48号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書採択に関する陳情について。

審査結果。陳情第48号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第48号は総務課の意見を聞き、審査の結果賛成多数で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

陳情第48号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書採択について、まず本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

陳情第48号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書採択に関する陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第4、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査についての申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議案第218号の上程、説明、意見、採決

議長（菊地栄助君） 日程第6、議案第218号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第218号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第218号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現委員であります斎田一男氏は、今月30日をもって任期満了が参りますので、その後任といたしまして鏡石町岡ノ内559番地、佐藤節雄氏を教育委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

佐藤氏は、昭和47年中央大学経済学部を卒業され、福島県出資の福島県機械開発株式会社を経て、昭和49年から平成2年まで、鏡石町商工会経営指導員として16年間にわたり町商工会の振興発展に貢献されました。その後福島県商工会連合会、中央広域指導センター所長、指導課長等を歴任し、現在、指導部長を務められております。学校教育、社会教育、社会体育においても深い関心を持っているとともに、地域社会への参加も積極的になされ、温厚で人柄もよく、人望も大変厚く、教育委員として最適任者と思われまます。

議会の皆様のご同意をお願い申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については質疑を省略し、意見を求めます。

1番、仲沼義春君。

〔1番 仲沼義春君 登壇〕

1番（仲沼義春君） ただいま上程されました議案第218号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、賛成の意見を申し上げます。

佐藤節雄氏は現在、福島県商工会連合会の指導部長の職にあり、県内商工会の指導に当たり商工行政の一翼を担っております。地元では高校野球の審判員として、ボランティア団体の役員として活動する一方、ボーイスカウト、ガールスカウトの指導にも長年携わっており、青少年の健全育成に寄与しております。人望も厚く、教育委員として最適任であると思えます。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって意見を終了いたします。

これより議案第218号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採

決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（菊地栄助君） 起立全員であります。

したがって、議案第218号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 2時03分

開議 午後 2時05分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 2時05分

開議 午後 2時06分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の追加

議長（菊地栄助君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案1件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案1件を日程に追加して議題とすることに決しました。

意見書案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、意見書案第50号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書（案）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） 提案を説明させていただきます。

平成18年9月13日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

集配局の廃止再編計画に反対する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

皆様のお手元に配付されておりますから参考にしていただきたいと思います。意見書案第50号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書（案）。日本郵政公社は、2007年10月の完全民営化を前に来年3月までに1048の集配局を……

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） ただいま朗読省略の声がありましたので、皆様のお手元に配付されております意見書の方にお目通しをいただきたいと思います。

記。

1. 地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと。
2. 離島や僻地、中山間地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月13日、鏡石町議会。内閣総理大臣、小泉純一郎様。総務大臣・郵政民営化担当、竹中平蔵様。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

直ちに採決を行います。

意見書案第50号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（菊地栄助君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。
よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（菊地栄助君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

第14回鏡石町定例議会が今月4日から本日まで、10日間にわたり提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、いずれも原案どおり議決・同意・承認を賜りましてまことにありがとうございました。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

実りの秋、読書の秋を迎え、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（菊地栄助君） これにて第14回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時11分

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	3
報告第 58号 専決処分した事件の承認について.....	3
報告第 59号 専決処分した事件の承認について.....	5
認定第 4号 平成17年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について.....	7
議案第204号 鏡石町火災予防条例を廃止する条例の制定について.....	8
議案第205号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について.....	9
議案第206号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について.....	10
議案第207号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について.....	12
議案第208号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条 例の制定について.....	13
議案第209号 財産の処分について.....	14
議案第210号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第3号).....	15
議案第211号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号).....	18
議案第212号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号).....	20
議案第213号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号).....	22
議案第214号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号).....	24
議案第215号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号).....	26
議案第216号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号).....	29
議案第217号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号).....	32
議案第218号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて.....	34
請願・陳情文書付託表.....	35

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成18年 9月13日

議 長 菊 地 栄 助

署 名 議 員 今 駒 隆 幸

署 名 議 員 根 本 重 郎

署 名 議 員 大 河 原 正 雄